

学校防災活動マニュアル

令和5年8月改定版

令和5年8月

神奈川県立横浜南陵高等学校

目次

目 次

- 1 目的
- 2 防災情報シート
- 3 大規模地震発生時避難場所等一覧

■事前の危機管理【備える】配備計画～体制整備～点検～研修等～訓練

4 教職員必携

1 災害に係る配備計画	4-1
2 大規模地震時の教職員対応フロー	4-2
3 教職員参集までの流れ（勤務時間外・休日）	4-3
4 学校の防災組織図及び学校地震災害対策本部組織図	4-4
5 管理職等の連絡先	4-5
6 教職員緊急参集表	4-6
7 通信・情報収集手段	4-7
8 自己情報	4-9

5 緊急連絡と防災資機材

1 緊急連絡	5-1
2 緊急連絡先電話番号簿	5-3
3 防災資機材一覧表	5-5
4 防災資機材格納場所図	5-6

6 点検と避難経路等

1 チェックリスト（日常点検）	6-1
2 安全点検表	6-3
3 安全点検の実施時期	6-4
4 重要書類等の保管	6-4
5 非常持ち出しリスト	6-5
6 避難経路図	6-6
7 消火設備・避難器具・保健器具配置図	6-8

7 防災教育の計画等

1 防災教育の計画	7-1
2 保護者等への連絡方法	7-2
3 学校周辺のハザードマップ・防災マップ	7-3

8 地域との連携と避難所

1 地域との連携と避難所	8-1
--------------	-----

■発生時の危機管理【いのちを守る】発生～対応～本部設置～引渡し（待機）**9 地震（津波）の対応**

1 初期対応	9-1
2 教職員の対応の流れ	9-3
3 障害のある生徒への配慮	9-10
ケース1 教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応	9-11
ケース2 登校、下校途上で遭遇した場合の対応	9-15
ケース3 校外活動等で遭遇した場合の対応	9-16
ケース4 勤務時間外・休日の場合の対応	9-17
4 南海トラフ地震への教職員の対応	9-18
5 大規模地震への教職員の対応	9-19

10 風水害の対応

1 考え方	10-1
2 基本となる対応	10-1
3 日ごろから風水害に備えて	10-5
4 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー	10-7

11 火山災害の対応

1 考え方	11-1
2 基本となる対応	11-1
3 日ごろから火山災害に備えて	11-2

■学校の復興に向けて【立て直す】安否確認～学校再開

12 安否状況・被害状況の確認	12-1
13 避難所協力	13-1
14 学校教育活動の再開準備	14-1

1 マニュアルの目的

1 マニュアルの目的

1 目的

学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）の規定に基づき横浜南陵高等学校の「学校防災活動マニュアル」を作成する。作成にあたっては、学校が立地する環境や、学校規模・校種・課程、通学する生徒の年齢や通学方法等に留意し、学校や地域の実情を踏まえた独自マニュアルを作成する。なお、県教育委員会が作成した「学校防災活動マニュアルの作成指針」及び「学校防災活動マニュアル（作成例）」の趣旨に沿って作成する。

学校保健安全法

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」と言う。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

2 災害対応の基本的な考え方

（1）地震（津波）

いつ発生するか分からないので、すぐに対応できるよう、日頃からの防災意識の高揚と様々な場所や時間帯等での発生を想定した訓練が重要です。また、教職員はあらかじめ具体的な手順を理解しておくことが必要です。

（2）風水害・火山災害

あらかじめ発生が予測できますので、天気予報や気象庁の防災気象情報、市区町村防災部局からの防災情報など事前の情報収集が重要です。また、臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。

3 活用にあたって

- 毎年、マニュアルに基づいた訓練の実施及び訓練結果に基づくマニュアルの検証・改善を繰り返し、より実効性の高い防災マニュアルに昇華させる。
- 避難計画は、作成した後も、教職員だけでなく行政の防災担当部局や防災の専門家等の意見も参考にしつつ、定期的に見直す。
- 学校で行う防災教育や防災訓練など、様々な場面で必要となるマニュアルの箇所を、抜き出して個別に活用する。（バインダー綴を想定）
- 必要な部分を抜き出してダイジェスト版を作成する、縮小して教職員に携行させる、拡大して壁面に貼付する、裏表にしてクリアケースに綴じ込んで備え付けるなど、より便利に活用できるよう、各学校で創意工夫する。

2 防災情報シート

2 防災情報シート

(令和5年6月1日時点)

防災情報シート（県立横浜南陵高等学校） ※学校情報を教職員間で情報共有する。

○概要

学校名	横浜南陵高等学校			分教室名①			
住 所	横浜市港南区日野中央2-26-1			分教室名②			
				電 話	045-842-3764		
児童・生徒数	令和5年度 6月1日現在	特別支援学校 肢体不自由 教育部門	知的教育部門 肢体不自由 教育部門	小学部	中等部	高等部	分教室①
		中等教育学校		1学年	2学年	3学年	
		4学年		5学年	6学年		
		高等学校	全日	1学年 279	2学年 276	3学年 229	4学年
			定時	1学年	2学年	3学年	
教職員数	令和5年度 6月1日現在	77					

○避難所の指定等

	避難所 (指定避難所)	広域避難場所 (指定緊急避難場所)	広域防災活動拠点	広域応援活動拠点	その他①	その他②	その他③
指定の有無	×	△ 日野中央公園 と隣接	×	○(警察)	横浜市補助的避難所	日野中央特支	
協定書の有無					○	○	
市町村備蓄物資の有無							

○地域特性

海抜	海拔表示	津波浸水 の有無	海岸線までの 距離	土砂災害 警戒区域	洪水浸水区域		
33m	○	無	3km	○	指定なし		

○備蓄食料

公費	教職員	○ 3日9食	中等・高等 生徒用	一	特別支援学校 児童・生徒用	一
私費		無		○ 1日3食		一

○備蓄物品

衣料・寝具				日用雑貨				
毛布	アルミ保温 シート	肌着	紙おむつ	生理 用品	ロー ソク	哺乳 びん	トイレット ペーパー	懐中 電灯
枚	枚	組	小児用 枚	大人用 枚	枚	本	巻	本
	1000				450			9

応急対策資機材											
タオル	敷物	可搬型自家発電機①			可搬型自家発電機②			可搬型自家発電機③		投光機	
枚	枚	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台
		1		2014	1		2017				3

応急対策資機材				生活用資機材				
可搬式 動力 ポンプ	土のう袋	防水シート	テント	仮設 トイレ	組立式 トイレ	簡易 トイレ	携常用 トイレ	炊飯器
台	枚	枚	張	台	台	台	個	個
	100	1	4		6		300	

3 大規模地震発生時避難場所等一覧

3 大規模地震発生時避難場所等一覧

学校名： 横浜南陵高等学校

◆ 大規模地震が発生した場合の避難場所

全学年

グラウンド

避難誘導・
安否確認班

全学年担当

◆ 地域住民等避難者への対応及び情報提供方法

[避難場所]

健康福祉棟

情報機器(テレビ・ラジオ・ワンセグ放送
や掲示等)による情報提供を行う。

総務班

管理運営G

◆ 最寄りの避難所

①地域防災拠点（指定避難所）

日野小学校
(横浜市港南区日野7丁目11-1)

045-842-1118

②広域避難場所

日野公園墓地・日野中央公園一帯

4 教職員必携

1 災害に係る配備計画

(1) 地震災害及び火山災害

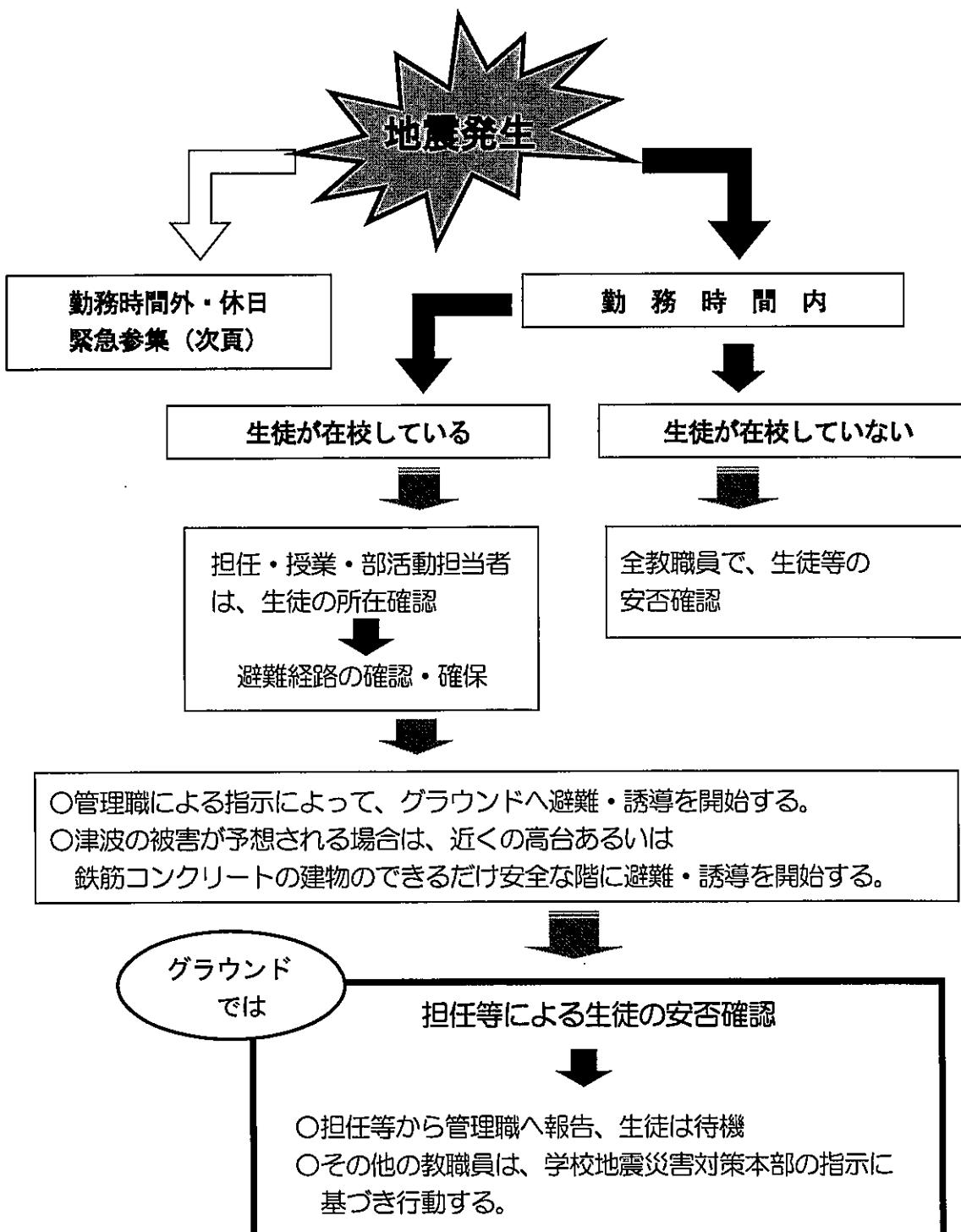
県災害対策本部	配備基準	配備体制
未設置	県内最大震度 5 強 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表	第 2 次応急体制 (第 2 次応急要員 参集)
設置	県内に大規模な災害が発生 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） の発表	第 1 次本部体制 (第 2 次応急要員 第 1 次本部要員 参集)
	県内最大震度 6 弱以上 大津波警報の発表	第 2 次本部体制 (全教職員 参集)

(2) 風水害、その他事故災害

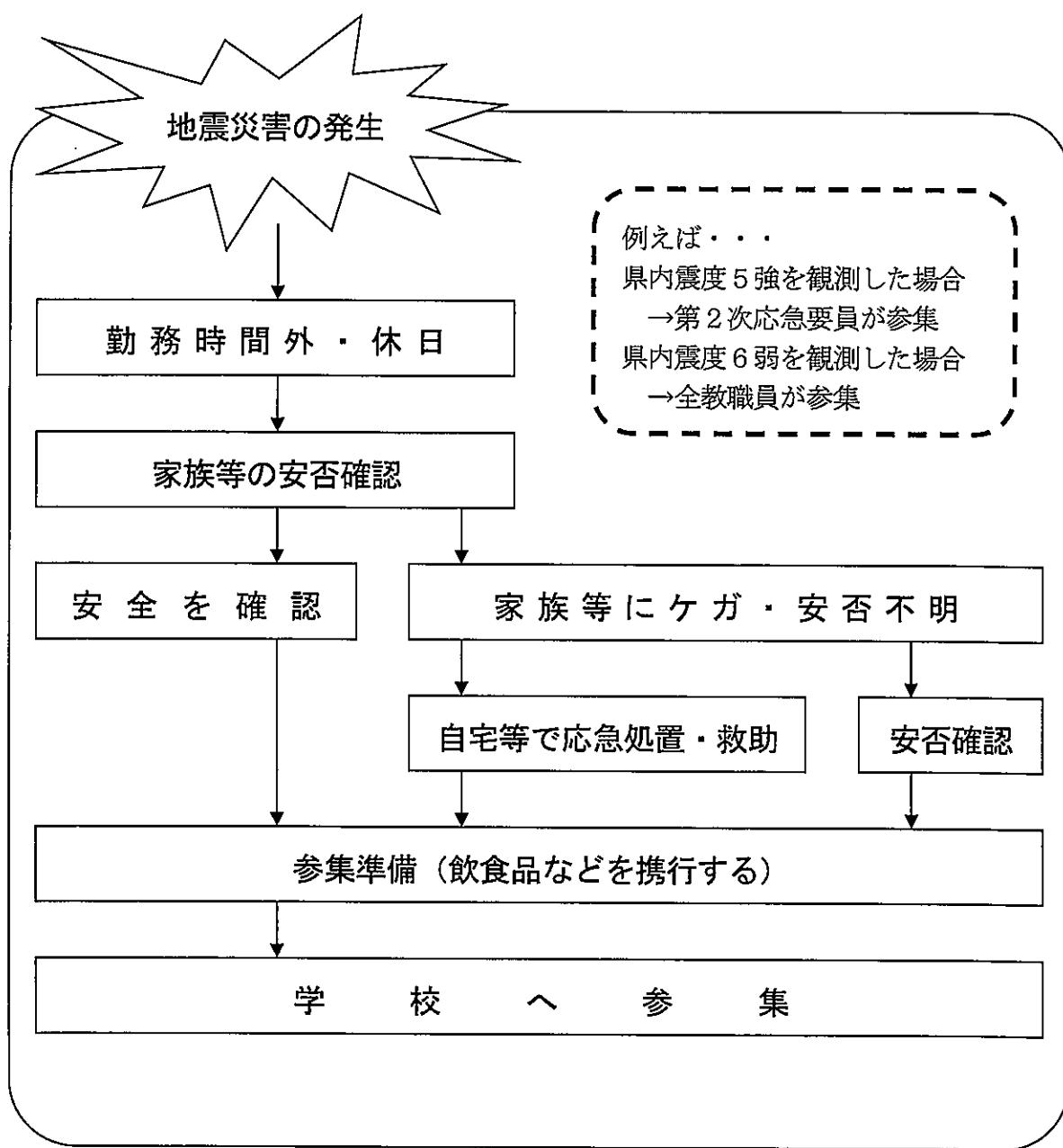
県災害対策本部	配備基準	配備体制
設置	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、 暴風雪、大雪、高潮警報又は大雨（土砂災害、 浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、 高潮特別警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	第 1 次本部体制 (第 2 次応急要員 第 1 次本部要員 参集)
	県内全域に大規模な災害が発生	第 2 次本部体制 (全教職員 参集)

4 教職員必携

2 大規模地震時の教職員対応フロー



3 教職員参集までの流れ（勤務時間外・休日）



- (1) 参集する時は、機能的な服装を着用し、身分証明書、飲料水、非常食、着替え、常備薬を携行する。
- (2) 第2次応急要員が参集できない場合は、参集できない理由を学校へ連絡する。参集できる状況になったら、速やかに参集する。
- (3) 参集途上の安全を確保するため、警報等の情報を入手するとともに、参集経路上の危険区域を避けて参集する。

※留意事項

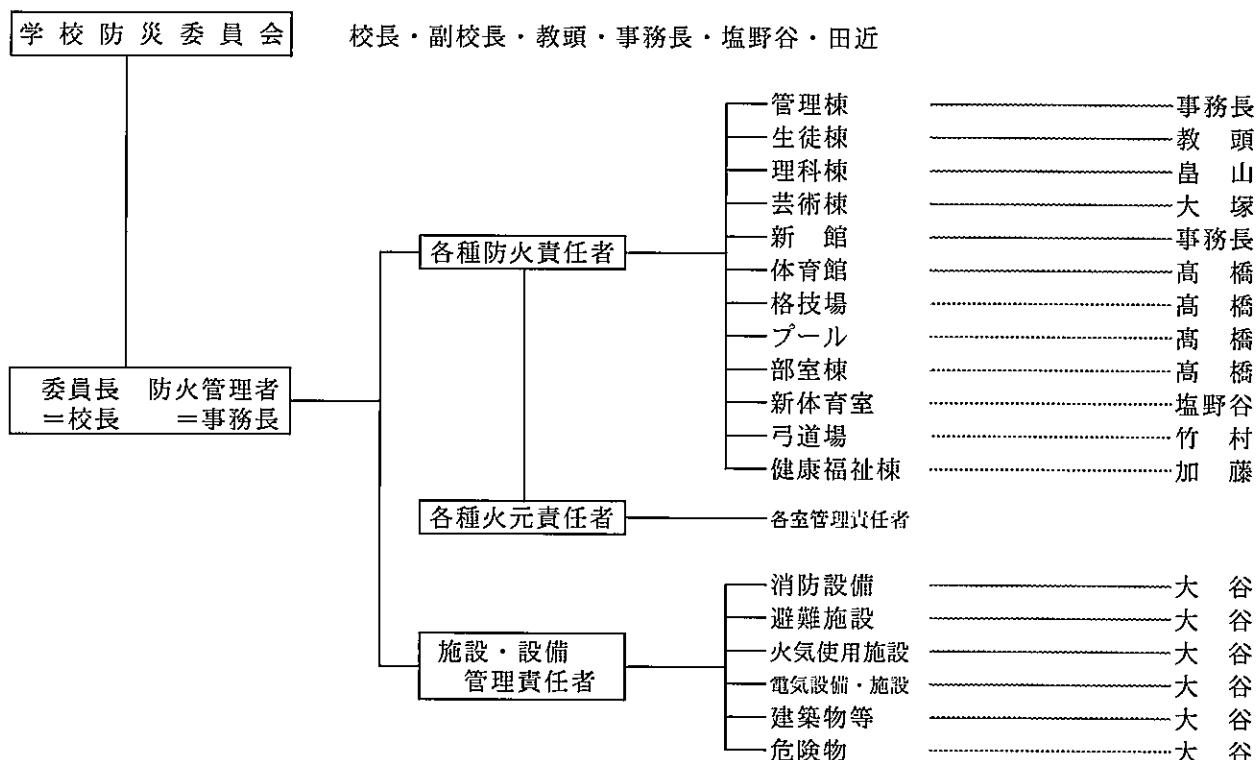
教育局では県内最大震度5弱で、本部連絡員（教育局総務室職員）が、第1次応急体制として県庁に参集する。

4 教職員必携

4 学校の防災組織図及び学校地震災害対策本部組織図

(1) 防災管理機構及び組織編制

① 防災管理組織

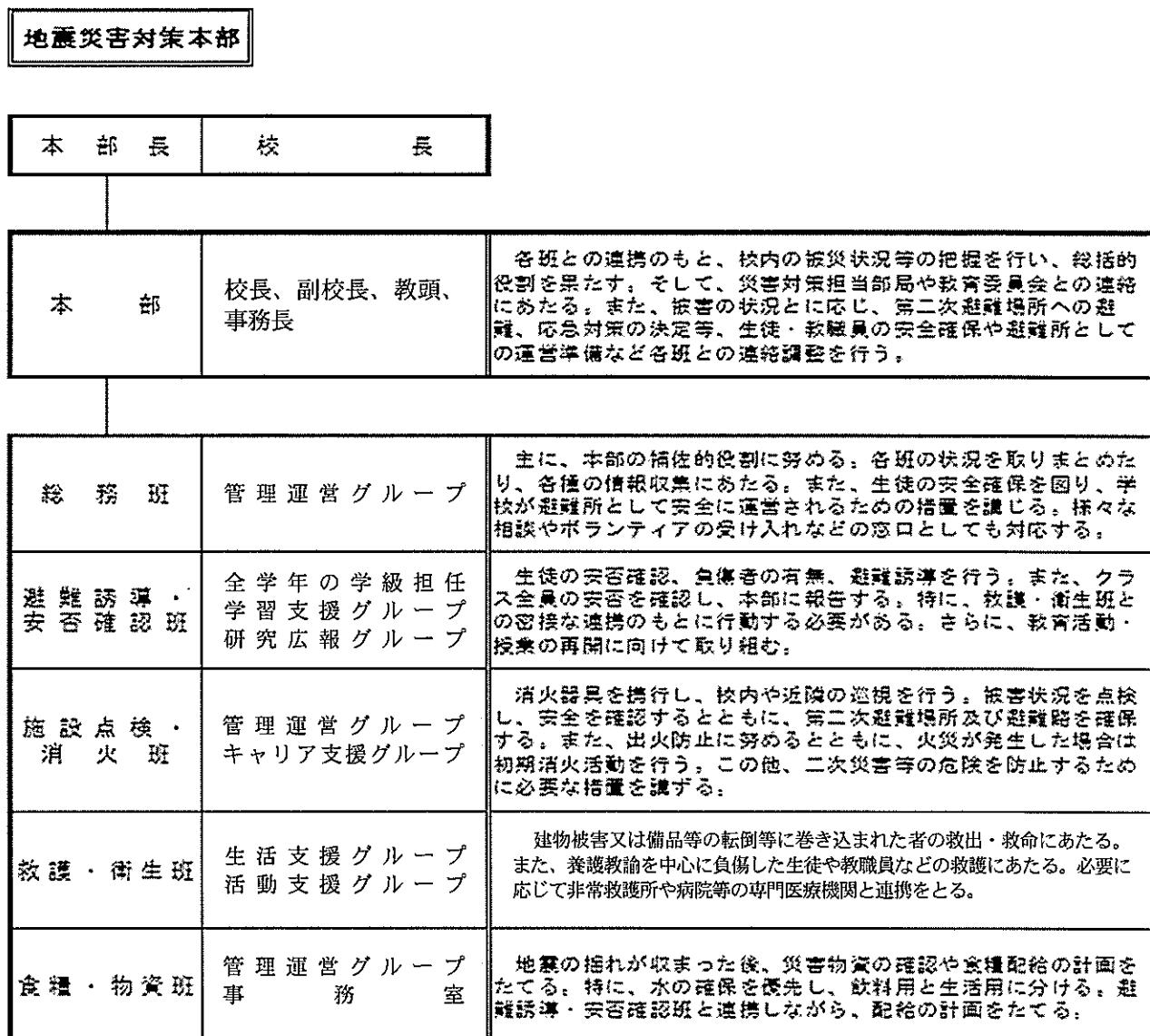


② 消防隊組織

本部			隊長（校長）旗島経子	副隊長（副校長）	須田孝之	
班	班長・副班長	係	担当区分	集合場所	任 務	
通報連絡	塩野谷	田近	管理運営 グループ	情報記録	本部	火災及び訓練の消防署等関係機関への通報、記録
				伝 令	本部	各班各係への伝達
避難誘導	藤目	矢島	・学習支援グループ ・研究広報グループ 各学級担任	誘 導	発火点及び延焼の場所	避難誘導にあたる
				集合整理	避難場所	避難人員の確認 異常の有無を本部に報告
救 護	バーンズ	小池	生活支援 グループ	救 護	臨時救護所	臨時救護所開設、負傷者救助
				救助運送	本部	負傷者の収容、救護所へ搬送
消 火	加藤	向山	管理運営 グループ	消 火栓	発火点	消防車の到着まで初期消火
				消 火器	発火点	同上
工 作	菊地	大澤	・キャリア支援 グループ ・活動支援 グループ	工 作	発火点	防火シャッターの閉鎖、発火点付近の通行止め
				給水電気	発火点	電気の切断、水の確保
物品搬出 警 戒	事務長	大谷	事務室 管理運営 グループ	搬 出 警 備	管理棟前	非常持ち出しを行い、盗難防止にあたる

4 教職員必携

(2) 学校地震災害対策本部組織図



5 管理職等の連絡先

職	氏名	電話番号
校長	旗島 経子	
副校長	須田 孝之	
教頭	大貫 謙一	
事務長	境田 静香	
総括教諭	加藤 博信	
教諭	塩野谷 卓	

4 教職員必携

7 通信・情報収集手段

(1) 災害・事故発生時の情報収集手段

<通信・情報収集手段>

- ・携帯型ラジオ、車載ラジオ、テレビ、インターネット（P C、スマートフォン）
電話、F A X、広報車 など

<情報収集先>

- ・市町村のウェブサイト、S N S、メールサービス、緊急速報エリアメールサービス、
テレビ・ラジオ各局放送、データ放送、神奈川県災害情報ポータル、気象庁防災情報、
国土交通省川の防災情報、民間の気象情報提供サイト など

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報
伝達手段として、ハンドマイク、メガホン、トランシーバー、ホイッスル等を備える。

(3) 外部との相互通信のための手段

災害時優先電話、F A X、メール、災害緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）、移動系
無線装置等による。すべての通信手段を利用できない場合には、伝令等の直接的な手段を
用いることを検討する。

8 自己情報

氏名	
住所	
電話番号	
配備体制	
参集先	
参集方法 ・ルート	
参集時の 注意点	
対策本部の役割 (班名)	
備考	

5 緊急連絡と防災資機材

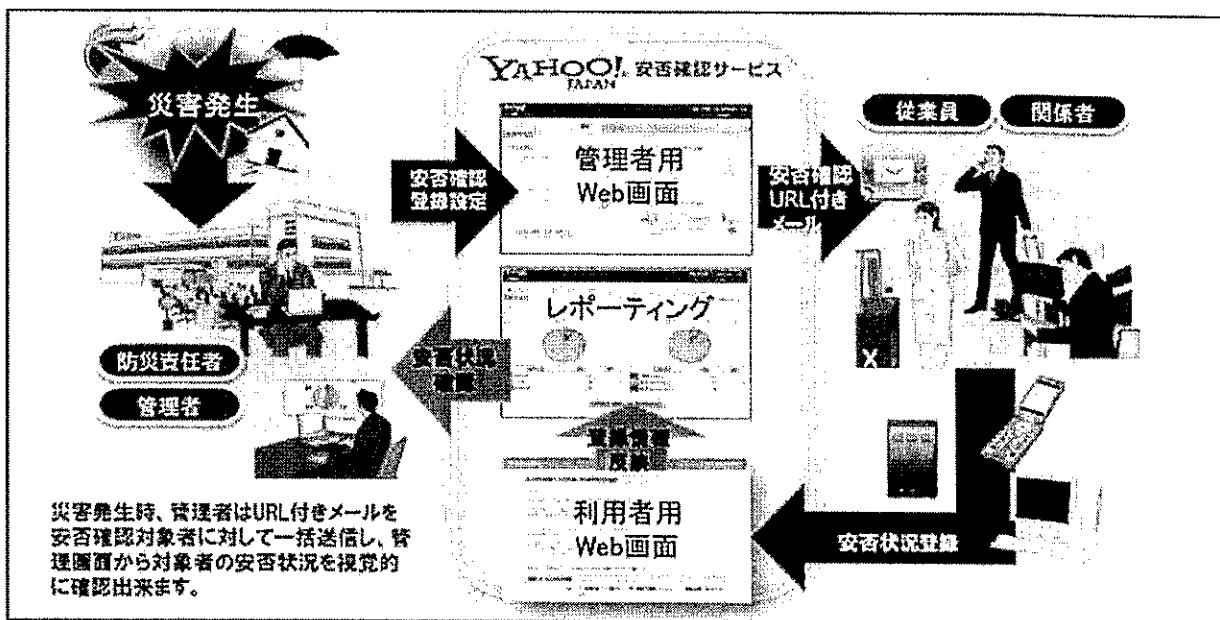
5 緊急連絡と防災資機材

1 緊急連絡

(1) 教育局への被害状況の報告（方法①）

第1報 災害時緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）による報告 (現在の指揮者、生徒・教職員の在校数、被害状況の報告 等)

- 災害時など緊急時における教育委員会への報告は、まずは、第1報として、災害時緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）により県教育局（総務室）へ状況を報告する。
- ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、県教育局からの要請の有無に問わらず、FAX（または電話等）で報告する。
- 被害状況等は、「被害状況等報告書」（資料編に掲載）により情報を整理する。
- 第2報以降は、状況により電話、FAX等で連絡をとりあう場合もあることに留意する。



[出典] ソフトバンク株提供資料

5 緊急連絡と防災資機材

(2) 教育局への被害状況の報告（方法②）

FAX（または電話等）により報告する場合

○震度5強以上の規模の地震が発生した場合

確認	様式（資料編に掲載）	報告内容	報告先
<input type="checkbox"/>	「被害状況等報告書」	教職員の参集状況、生徒の被害状況等	教育局総務室
<input type="checkbox"/>	「財産損害発生・事故発生速報」	（施設等に損害が発生した場合）損害状況、事後措置等	教育施設課

○「南海トラフ地震臨時情報」等により避難等を判断した場合

確認	様式（資料編に掲載）	報告内容	報告先
<input type="checkbox"/>	「大規模地震による避難・誘導等状況報告書」	生徒の保護者等への引き渡し状況、臨時休業等の状況等	高等学校・中等教育学校は、高校教育課 特別支援学校は、特別支援教育課

○風水害等により臨時休業を行った場合

確認	様式（資料編に掲載）	報告内容	報告先
<input type="checkbox"/>	「臨時休業実施報告書」	臨時休業を行った期日、理由等	高等学校・中等教育学校は、高校教育課 特別支援学校は、特別支援教育課

○上記以外で人的被害・避難所開設があった場合

確認	様式（資料編に掲載）	報告内容	報告先
<input type="checkbox"/>	「被害状況等報告書」	避難者数や供与施設、被害状況等	教育局総務室

留意事項：FAX、電話が混み合っている場合は災害時優先電話等で報告する。なお、被害がない場合でもその旨を報告する。

5 緊急連絡と防災資機材

2 緊急連絡先電話番号簿

機関の名称	電話番号	FAX番号
港南消防署	045-844-0119	
港南消防署港南台出張所	045-834-0119	
港南警察署	045-842-0110	
港南区総務課庶務係防災担当	045-847-8315	045-841-7030
横浜市消防局危機管理課	045-671-2171	045-641-2171
川崎市総務局危機管理室	044-200-2894	044-200-3972
鎌倉市防災安全部総合防災課	0467-23-3000 内線：2614	
横須賀市市民安全部危機管理課	046-822-8226	046-827-3151
藤沢市総務部災害対策課	0466-25-1111 内線：8501	
大和市危機管理課危機管理担当	046-260-5777	
厚木市協働安全部防災対策課	046-225-2190	046-223-0173
相模原市危機管理室	042-769-8208	042-769-8326
医療機関		
・救急医療情報センター (24時間対応、年中無休)	045-232-7119	
・南部病院	045-832-1111	
・東邦病院	045-741-2511	
・マキ医院（内科）	045-835-0707	
・シオタ眼科	045-831-3006	
・岩間整形外科	045-841-4196	
・秋山脳神経外科	045-842-1838	
・仲整形外科	045-830-6789	
港南区広域避難場所		
・汐見台団地及び久良岐公園一帯		
・日野公園墓地及び日野中央公園一帯		
・港南台団地一帯		
・野庭団地一帯		
磯子区広域避難所		
・岡村公園		
・坪呑公園		
・洋光台北団地		
・洋光台中央・南団地		
・磯子カンツリークラブ	045-833-0641	

5 緊急連絡と防災資機材

機関の名称	電話番号	FAX番号
県教育局総務室	045-210-8020	045-210-8920
県教育局高校教育課	045-210-8265	045-210-8922
県教育局特別支援教育課	045-210-8276	045-210-8923
県教育局教育施設課	045-210-8117	045-210-8923
県くらし安全防災局危機管理防災課	045-210-3430	045-210-8829
通学に使用する鉄道各社		
京浜急行電鉄	03-5789-8686	
	045-225-9696	
横浜市営地下鉄	045-664-2525	
JR京浜東北・根岸線	050-2016-1600	
通学に使用するバス各社		
横浜市営バス	045-664-2525	
神奈川中央交通	0463-22-8833	
東京電力(株) 中営業所	045-641-2631	
東京ガス(株)		
NTT東日本		
セコム上大岡支社 (機械警備委託業者)	045-842-9756	
アコードシステム (電気設備)	045-862-0301	
湘南液化ガス (プロパンガス)	0467-43-1811	
土地建物保全協会 (緊急工事)	045-212-1889	
JR東日本	050-2016-1600	
京浜急行電鉄上大岡駅	045-842-0990	
市営バス港南営業所	045-833-1511	
江ノ電バス横浜営業所	045-842-6921	
神奈中バス横浜営業所	045-891-7111	
湘南交通(タクシー)	045-846-2525	

5 緊急連絡と防災資機材

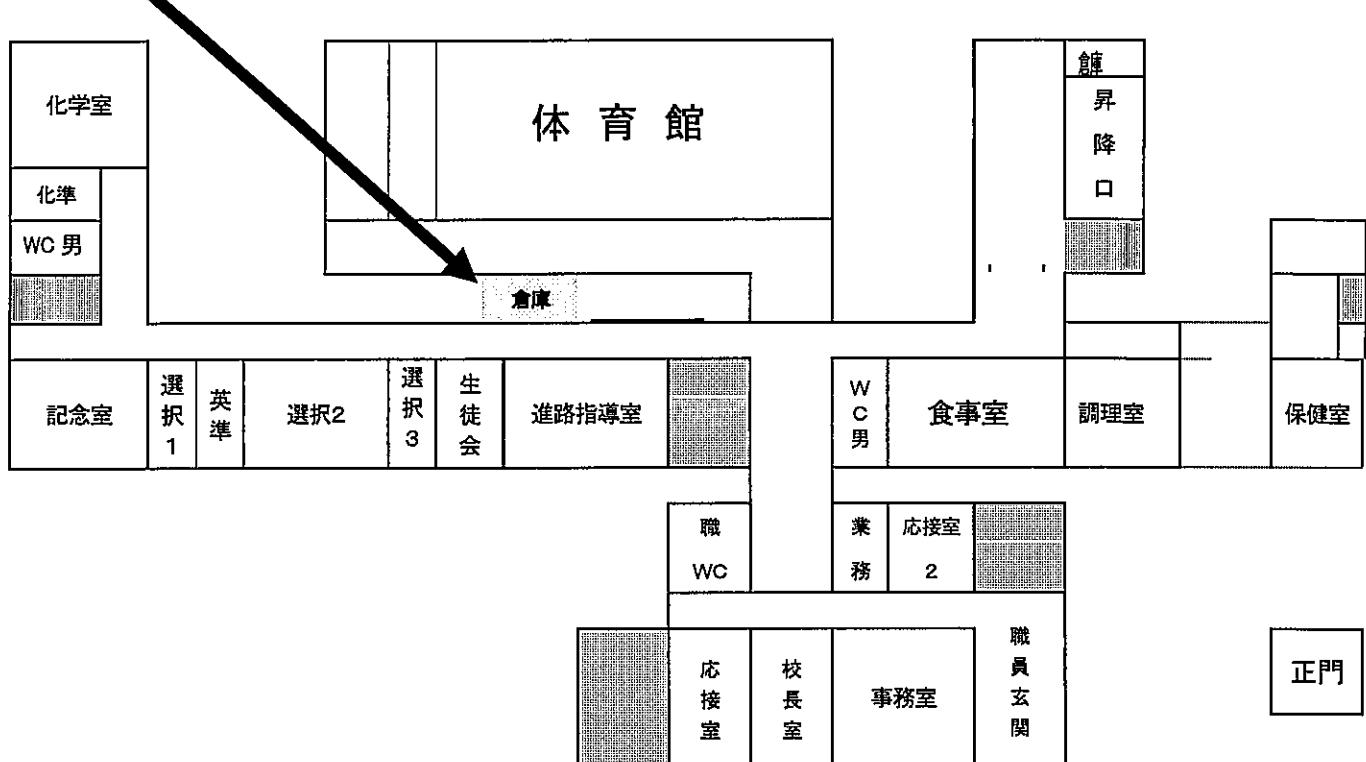
3 防災資機材一覧表

品 名	自 校 倉 庫		備 考(消費期限等)
	備蓄数量	保管場所	
アルファ米	516袋	防災備蓄倉庫	生徒用 1年(23期) 年月 2年(22期) 2027年10月 3年(21期) 2026年11月
	645袋	防災備蓄倉庫	教職員用 2023年11月 2024年12月 2025年3月 2026年11月 2027年12月
ライスクッキー	1548箱	防災備蓄倉庫	生徒用 1年(23期) 年月 2年(22期) 2027年11月 3年(21期) 2026年9月
飲料水	1042ℓ	防災備蓄倉庫	生徒用 1年(23期) 年月 2年(22期) 2029年11月 3年(21期) 2028年9月
	648ℓ	防災備蓄倉庫	教職員用 2023年11月 2025年12月 2026年12月 2028年9月
発電機	2	防災備蓄倉庫	2014年購入(1)・2017年購入(1)
ヘルメット	850	防災備蓄倉庫	
ハンドマイク	5	体育準備室 放送室	
懐中電灯	9	防災備蓄倉庫	
ラジオライト	12	防災備蓄倉庫	
投光機	3	体育準備室	
ランタン	8	防災備蓄倉庫	
防寒シート	1000	防災備蓄倉庫	
生理用品	450	防災備蓄倉庫	
携帯用トイレ	300	防災備蓄倉庫	
トイレットペーパー	100	防災備蓄倉庫	65m×100
組立式トイレ	6	防災備蓄倉庫	
テント	4	防災備蓄倉庫	

5 緊急連絡と防災資機材

4 防災資機材格納場所図

- ① 防災備蓄倉庫（体育館横） 鍵は事務室のキーボックス
(メインとサブの2種類の鍵)



6 点検と避難経路等

6 点検と避難経路等

1 チェックリスト(日常点検)

(1) 学校における防災体制について

<input type="checkbox"/>	(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか
<input type="checkbox"/>	(2) 学校の所在地が地震による津波や土砂崩れの予想される地域にあるか
<input type="checkbox"/>	(3) 災害発生時に避難する場所や経路を具体的に定めておくとともに、それが教職員及び生徒に理解されているか □ 避難する場所 □ 避難経路
<input type="checkbox"/>	(4) 校内の防災訓練が計画されているか □ 地震 □ 津波 □ その他
	第1回：防災訓練予定日 → 8月 28日 (実施 月 日) 第2回：防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)
<input type="checkbox"/>	(5) 地域と連携した防災訓練が計画されているか □ 地震 □ 津波 □ その他
	第1回：防災訓練予定日 → 10月 予定 (実施 月 日) 第2回：防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)
<input type="checkbox"/>	(6) 大規模地震に関する情報の内容を理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を生徒や保護者等にあらかじめ知らせてあるか(生徒の下校に関する計画、生徒の保護に関する計画を含む) □ ① 生徒が在校中の場合 □ ② 登下校中の場合 □ ③ 夜間・休日の場合
<input type="checkbox"/>	(7) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を生徒や保護者等にあらかじめ知らせてあるか(生徒の下校に関する計画、生徒の保護に関する計画を含む) □ 地震 □ 津波 □ ① 生徒が在校中の場合 □ ② 登下校中の場合 □ ③ 夜間・休日の場合
<input type="checkbox"/>	(8) 夜間・休日における教職員の連絡体制が確立されているか □ ① 参集開始の基準 □ ② 参集対象者 □ ③ 参集に要する時間
<input type="checkbox"/>	(9) 教職員の役割分担が理解されているか
<input type="checkbox"/>	(10) 校内にある他の施設との連携が図られているか 校内他施設の有無 → 有・無
<input type="checkbox"/>	(11) 非常に情報を知るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えているか
<input type="checkbox"/>	(12) 校内放送が使用できないときの、他の連絡手段の検討はされているか 他の連絡手段→ 格納場所→ 他の連絡手段→ 格納場所→
<input type="checkbox"/>	(13) 校長、副校長、教頭不在時の対応を想定しているか 指揮代行順位1→(事務長) 境田 静香 指揮代行順位2→(総括教諭) 小池 浩 指揮代行順位3→(総括教諭) 加藤 博信
<input type="checkbox"/>	(14) 生徒の引き渡しの判断について、あらかじめ学校と保護者等間でルールを定めているか □ 引き渡し時の条件 □ 引き渡しの方法
<input type="checkbox"/>	(15) 障害のある生徒への対応を具体的に定めているか
<input type="checkbox"/>	(16) 学校の非常持出用重要書類の把握をしているか

6 点検と避難経路等

(2) 学校の立地条件・施設設備等について																																	
<input type="checkbox"/>	(1) 学校の防災資機材の保管場所、使用方法等を把握しているか																																
<input type="checkbox"/>	消火器																																
<input type="checkbox"/>	屋内消火栓																																
<input type="checkbox"/>	火災報知器																																
<input type="checkbox"/>	救助袋																																
<input type="checkbox"/>	避難はしご																																
<input type="checkbox"/>	緩降機																																
<input type="checkbox"/>	防災資機材																																
<input type="checkbox"/>	備蓄食糧、飲料水																																
<input type="checkbox"/>	(2) 学校の安全点検を行っているか																																
<input type="checkbox"/>	(3) 学校の施設設備の状況をわかりやすく整理しているか																																
<input type="checkbox"/>	① 校地、校舎の平面図																																
<input type="checkbox"/>	② 電気配線図																																
<input type="checkbox"/>	③ 水道配管図																																
<input type="checkbox"/>	④ ガス配管図																																
<input type="checkbox"/>	⑤ 電話配置図																																
<input type="checkbox"/>	保管場所→事務室前倉庫・第二応接室																																
<input type="checkbox"/>	(4) プールに水をためた状態にしているか 水容積→ 525 立方メートル																																
<input type="checkbox"/>	(5) 地域の実状を把握しているか(地域の防災地図の作成)																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">通学路の危険箇所</td> <td style="padding: 5px;">場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 大岡川沿い 危険性 浸水</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 危険性</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 危険性</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">学校立地の地理的特徴による危険性</td> <td style="padding: 5px;">場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 危険性</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 危険性</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所 危険性</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">自校以外の避難可能場所</td> <td style="padding: 5px; border-top: none;">日野小学校</td> <td style="padding: 5px; border-top: none;">所要時間</td> <td style="padding: 5px; border-top: none;">徒歩 13分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;">所要時間</td> <td style="padding: 5px;">徒歩 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">学校近隣の災害時応急給水拠点等</td> <td style="padding: 5px; border-top: none;">場所・目印等 日野小学校</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">場所・目印等</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	通学路の危険箇所	場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ		場所 大岡川沿い 危険性 浸水		場所 危険性		場所 危険性	学校立地の地理的特徴による危険性	場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ		場所 危険性		場所 危険性		場所 危険性	自校以外の避難可能場所	日野小学校	所要時間	徒歩 13分		名称	所要時間	徒歩 分	学校近隣の災害時応急給水拠点等	場所・目印等 日野小学校				場所・目印等		
通学路の危険箇所	場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ																																
	場所 大岡川沿い 危険性 浸水																																
	場所 危険性																																
	場所 危険性																																
学校立地の地理的特徴による危険性	場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ																																
	場所 危険性																																
	場所 危険性																																
	場所 危険性																																
自校以外の避難可能場所	日野小学校	所要時間	徒歩 13分																														
	名称	所要時間	徒歩 分																														
学校近隣の災害時応急給水拠点等	場所・目印等 日野小学校																																
	場所・目印等																																

6 点検と避難経路等

2 安全点検表

- …安全が確認された場合
×…不良が認められた場合

場所	管理責任者

令和5年度

点検項目	点検結果と月日											
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
1 床にさがり、ふくれ上がり等はないか												
2 床に剥離・亀裂破損等はないか												
3 壁の亀裂・ゆがみ・ぐらつき等はないか												
4 天井の剥離・浮き・亀裂等はないか												
5 出入口の戸の具合・開閉の具合は良いか												
6 避難路、非常口等に物をおいていないか												
7 非常階段、防火扉の整備は十分か												
8 ガス、石油の設備は正常か												
9 火災報知器設備等は破損していないか												
10 窓枠は腐っていないか、落下の危険はないか												
11 ガラスが落下（飛散）する危険はないか												
12 照明器具の落下する危険はないか												
13 戸棚の上のものが落下する危険はないか												
14 スピーカー等の落下する危険はないか												
15 テレビ等の落下する危険はないか												
16 転落防止柵に異常はないか												
17 戸棚・書棚・書架の転倒のおそれはないか												
18 ゲタ箱転倒のおそれはないか												
19 ロッカーの転倒のおそれはないか												
20 コンピューター等の転倒のおそれはないか												
21 薬品棚の転倒のおそれはないか												
22 ピアノ等の固定は大丈夫か												
23 塀、ブロック等に亀裂や傾きはないか												
24 避難場所（グラウンド等）の照明は点灯するか												
25 非常用発電機・投光器は正常か												
26 夜間停電時の対応や備えは万全か												
27												
教頭の確認												
校長の確認												
所見												

6 点検と避難経路等

3 安全点検の実施時期

(学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検)

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期1回以上、生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則第28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒が多く使用すると思われる校地、グラウンド、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則第28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会、体育祭や文化祭などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則第28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	生徒が最も多く活動を行うと思われる場所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則第29条)

4 重要書類等の保管

(1) 学校運営上の中堅物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認する。

保管場所	内容
事務室 耐火金庫 (施錠保管)	・校長印、出納員印 ・預金通帳
事務室前倉庫 耐火キャビネット (施錠保管)	・指導要録 ・卒業生台帳
事務室 キャビネット 校長室 キャビネット (施錠保管)	・職員人事関係書類等

(2) 学校関係図面の整備

災害・事故等に備え、以下の図面を次のとおり保管する。

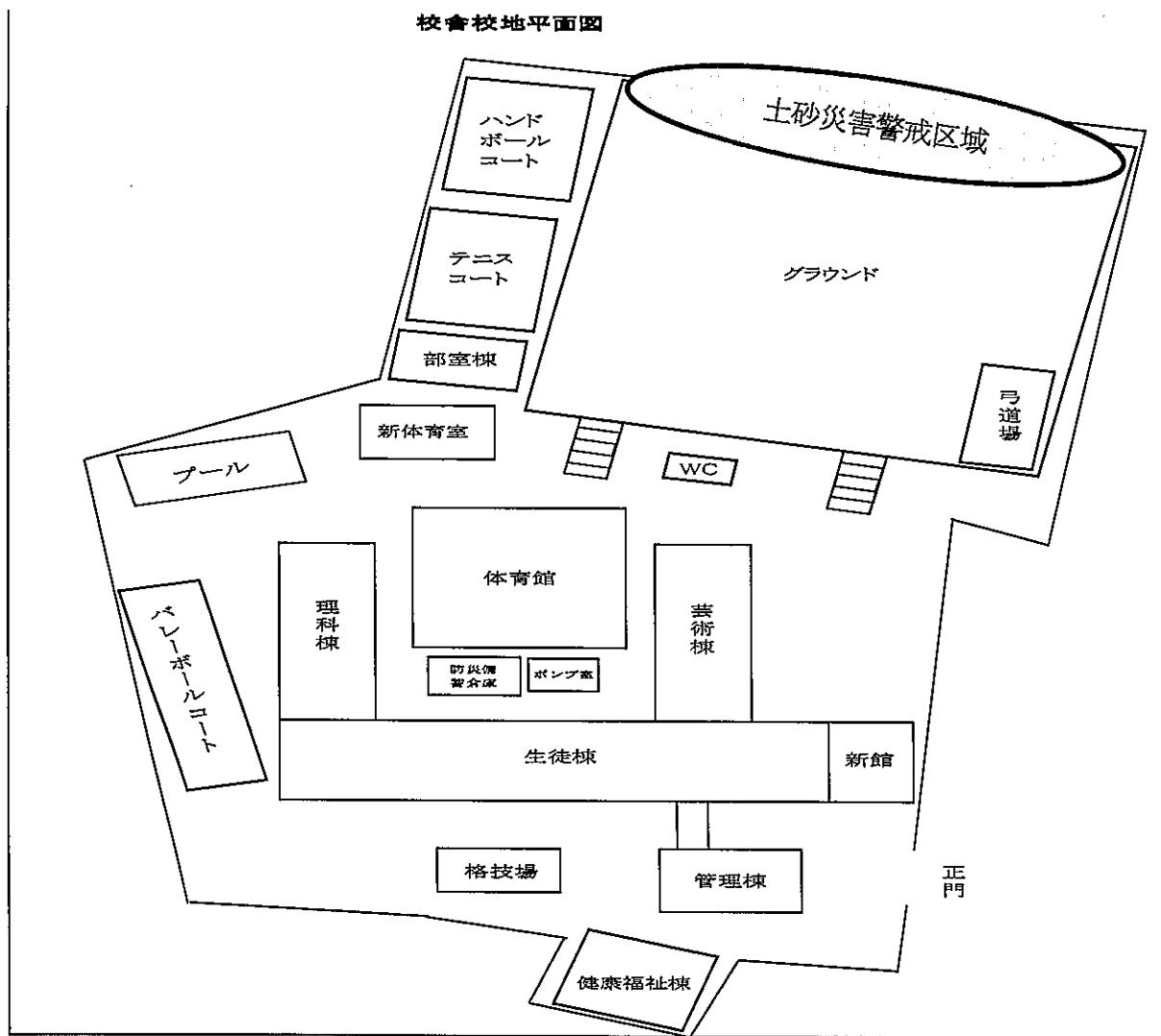
保管場所	内容
事務室前倉庫 ファイリングキャビネット 第二応接室 ファイリングキャビネット	・校地・校舎平面図 ・電気配線図 ・給排水設備図 ・ガス配管図 ・電話配線図

6 点検と避難経路等

5 非常持ち出しリスト

項目	保管場所	管理責任者	備考
生徒指導要録	職員室キャビネット	学習支援（藤目）	鍵は職員室に保管
出席簿	職員室	学習支援（藤目）	鍵は職員室に保管
成績一覧表	職員室	学習支援（藤目）	鍵は職員室に保管
生徒指導カード	職員室	各担任 生活支援（小池）	鍵は職員室に保管
学校日誌	職員室	教頭	
職員会議録	職員室	教頭	
企画会議録	職員室	教頭	
健康診断カード	保健室	生活支援（バーンズ）	鍵は保健室に保管

校舎校地平面図

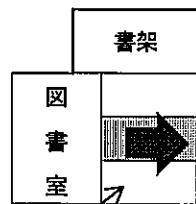


6 点検と避難経路等

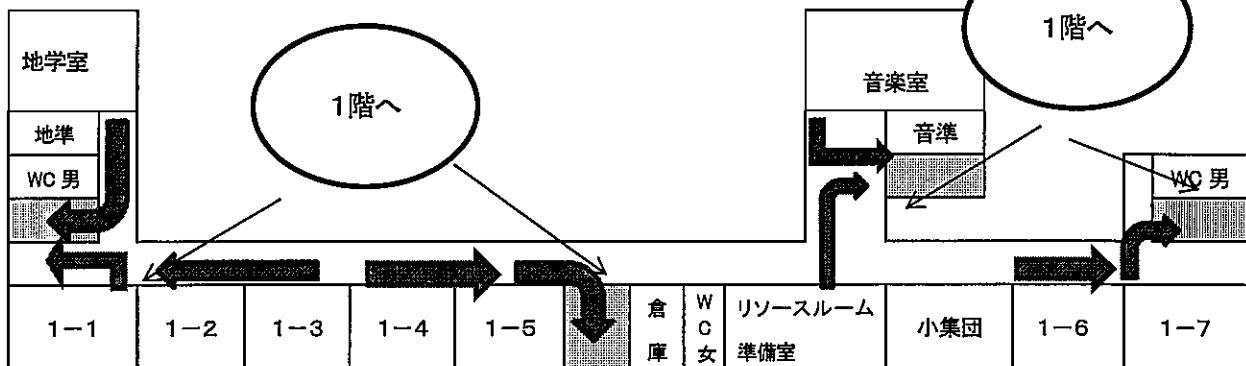
6 避難経路図

校舎からグランドへの経路には2か所階段があるが、危険な場合は正門に出て、弓道場脇よりグランドに入るよう指示する。

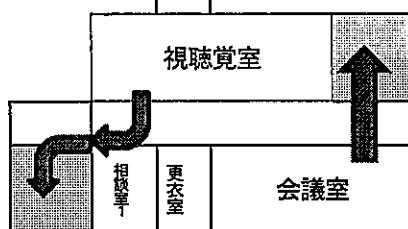
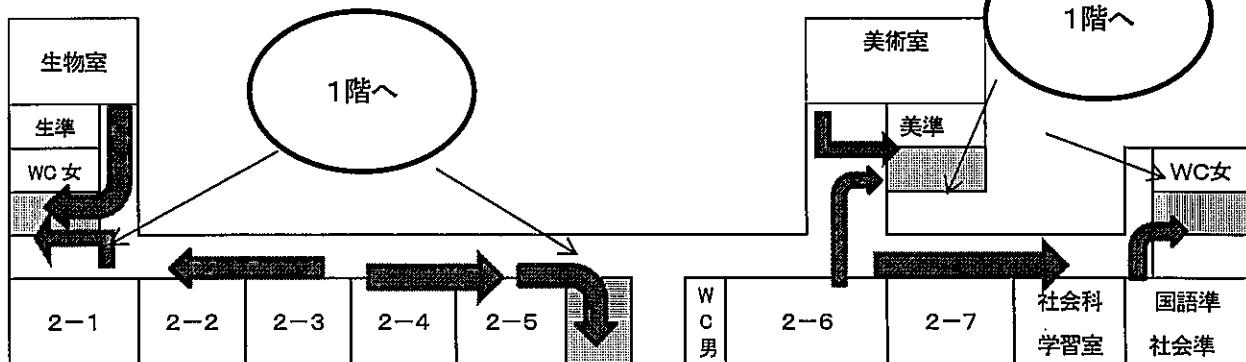
【5階】



【4階】

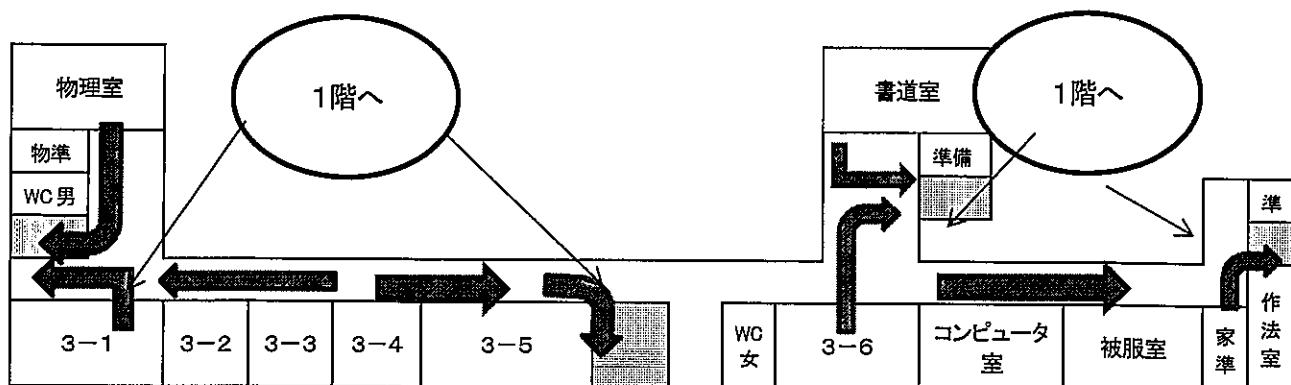


【3階】

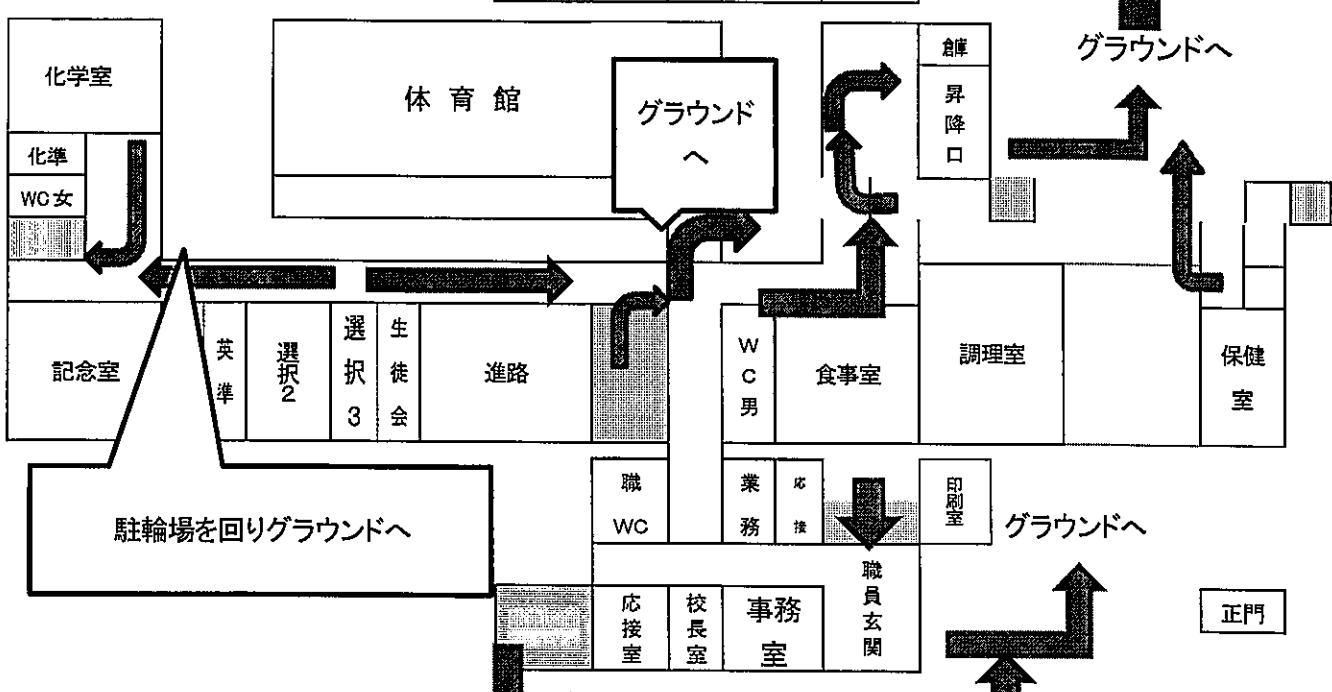


6 点検と避難経路等

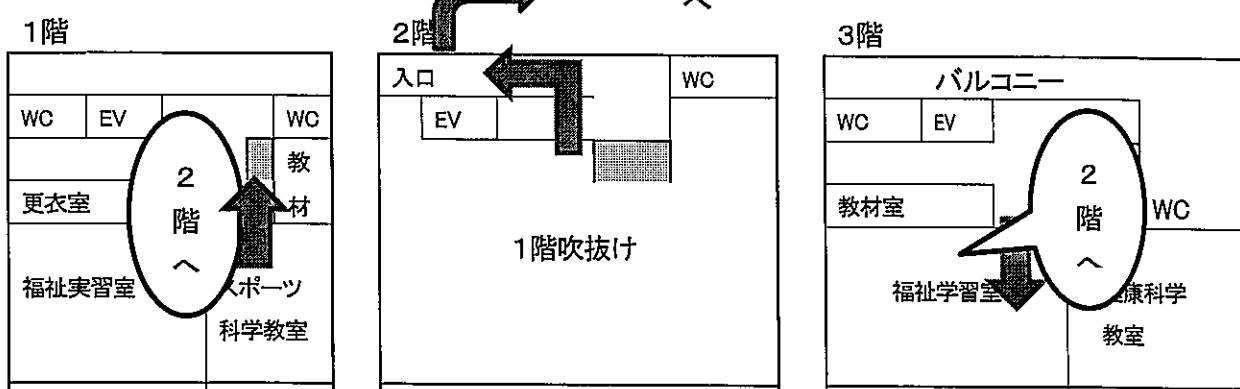
【2階】



【1階】

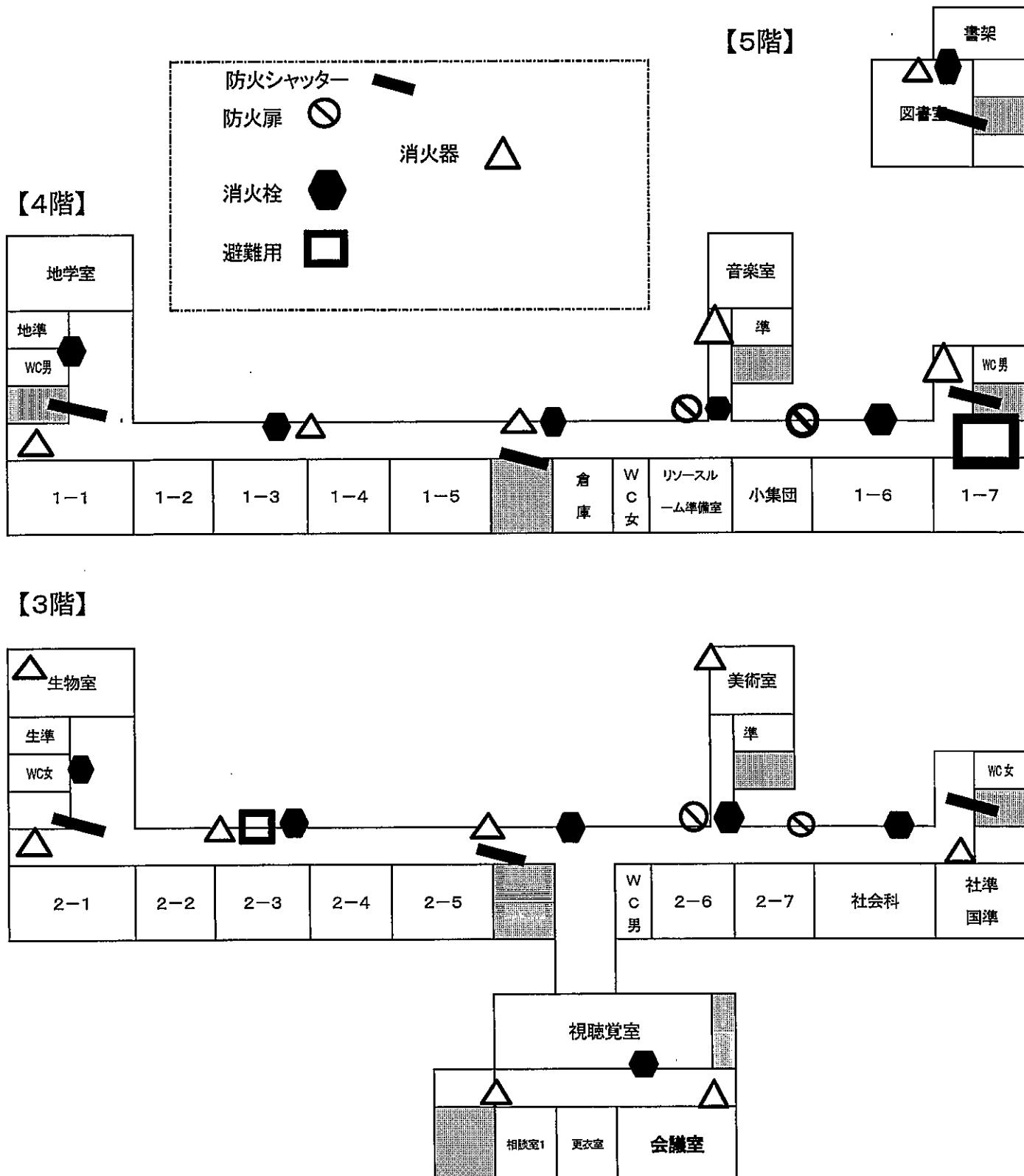


【健康福祉棟】



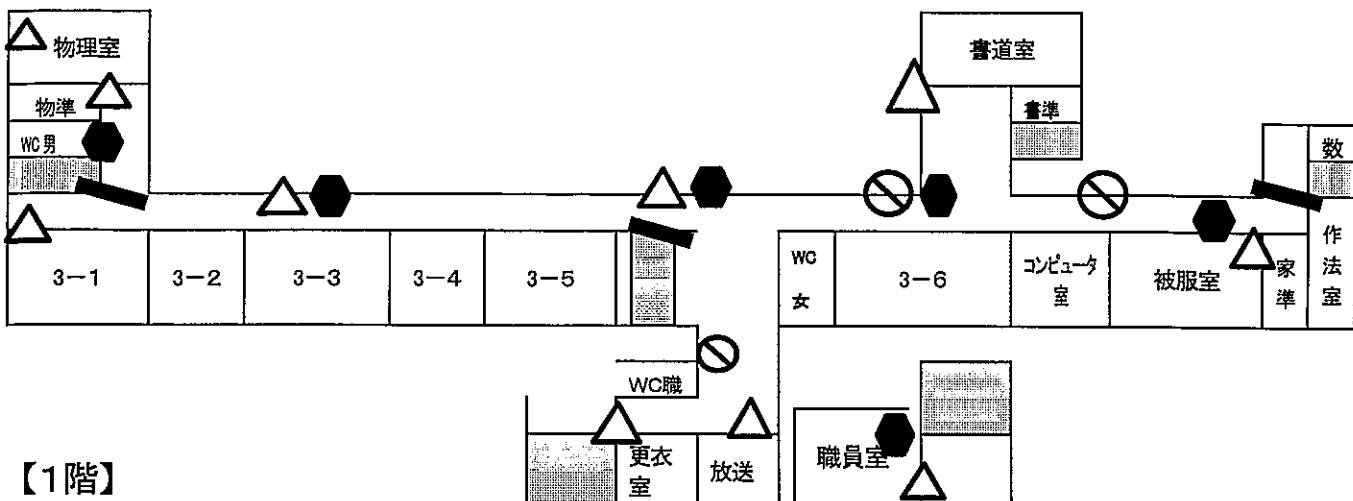
6 点検と避難経路等

7 消火設備・避難器具・保健器具配置図

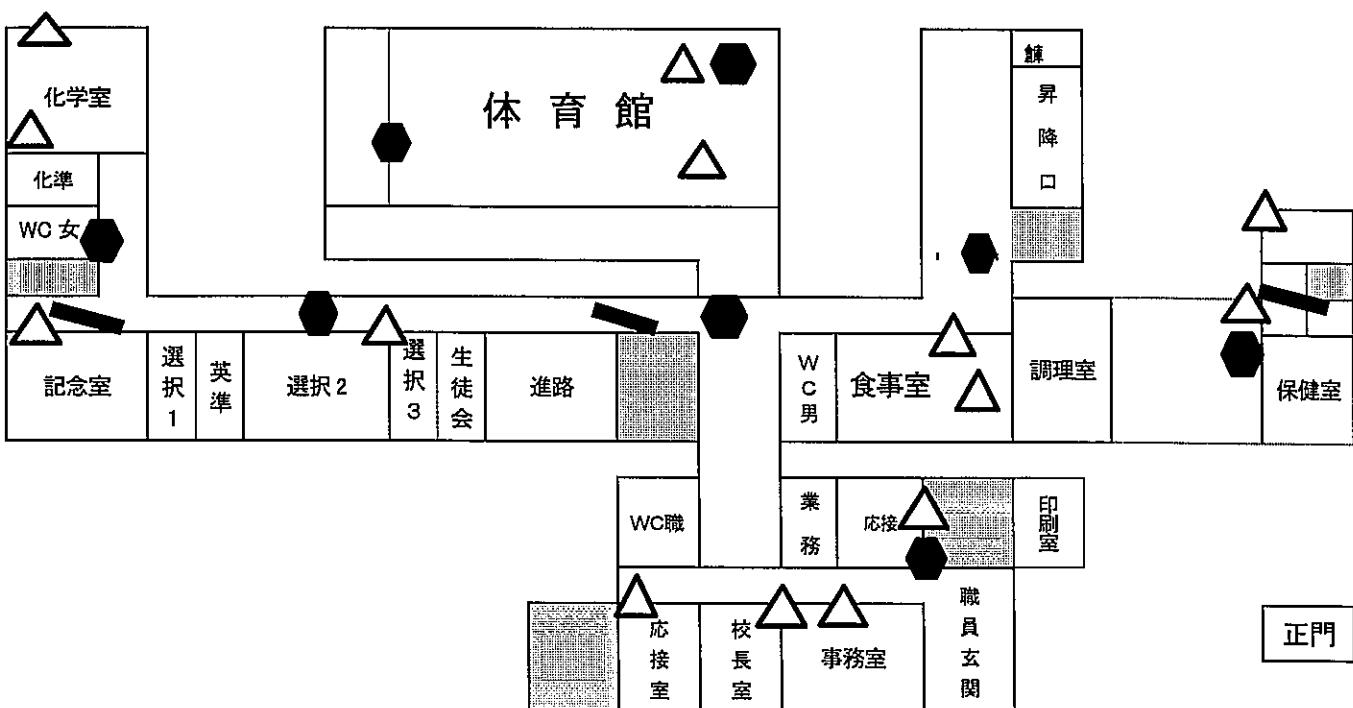


6 点検と避難経路等

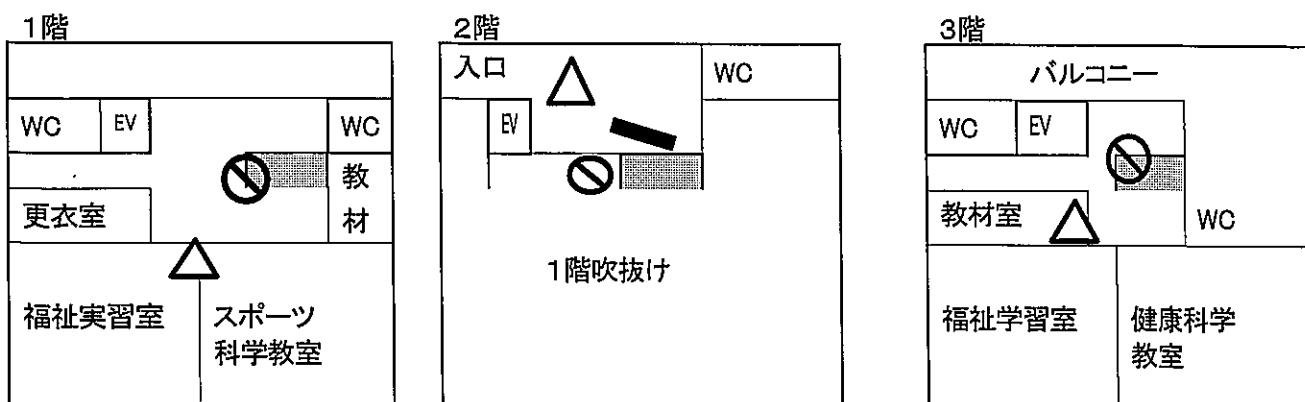
【2階】



【1階】



【健康福祉棟】



7 防災教育の計画等

1 防災教育の計画

(1) 教職員の研修計画

日時	内容	対象
9月	DIGの机上研修	1学年担任の教員 管理運営グループ

(2) 生徒の防災教育計画

日時	内容	対象
9月29日(金)	各クラスにおいて、学校周辺の危険な場所を記入した「防災マップ」を作成する。 また、港南区役所発行の「ハザードマップ」による立地条件の確認をする。	1学年(278名)
8月28日(月)	避難訓練(シェイクアウト訓練)及び下校訓練(自宅まで徒歩で帰る際の所要時間と距離を確認する)	全校(783名)

(3) 学校の防災訓練計画

日時	内容	対象
8月28日(月)	避難訓練(シェイクアウト訓練)及び下校訓練(自宅まで徒歩で帰る際の所要時間と距離を確認する)	全校(783名)

7 防災教育の計画等

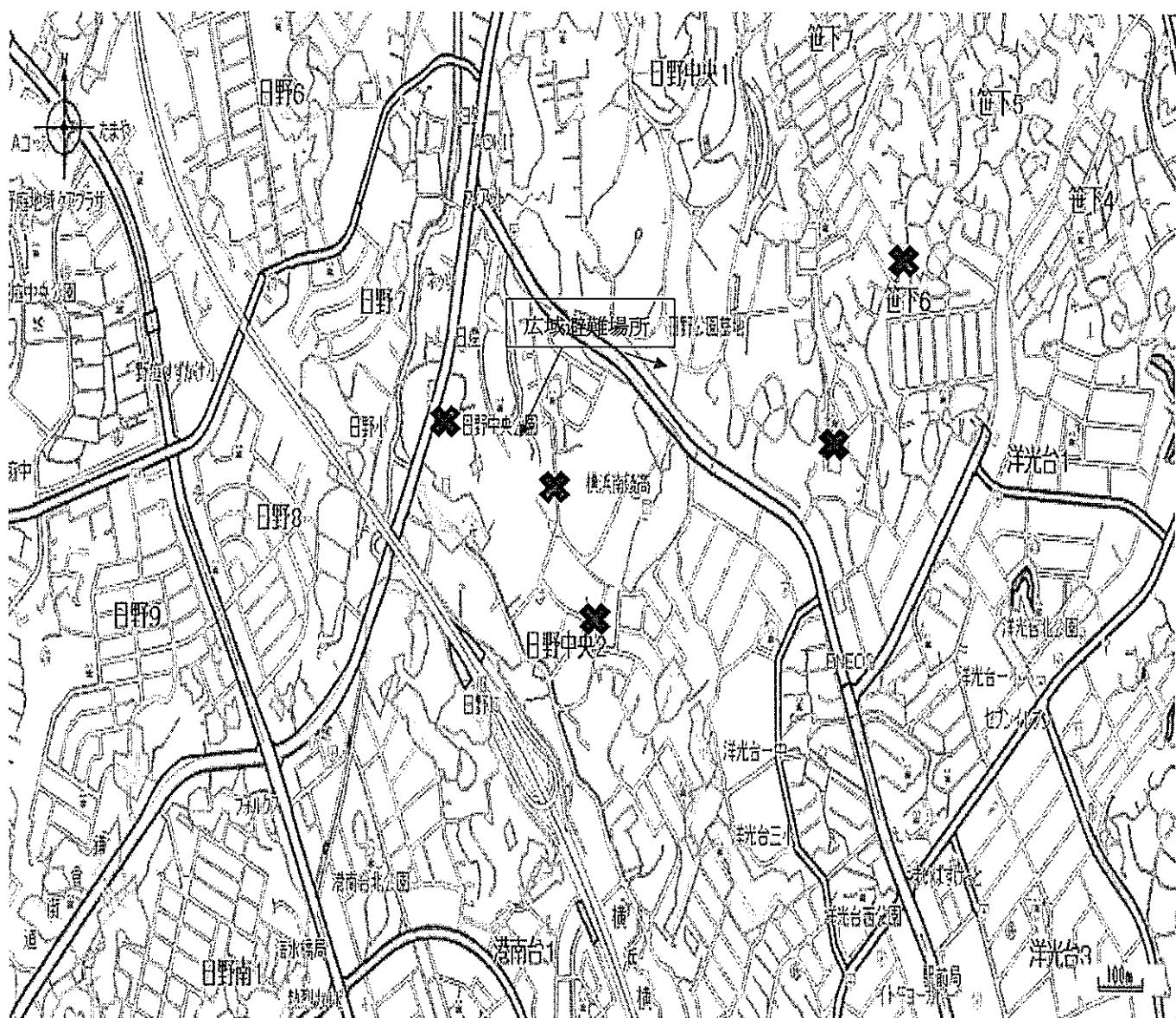
(4) 地域と連携した防災訓練計画

日時	内容	対象
10月予定	日野連合町内会の防災訓練に参加	日野連合町内会、管理職 防災担当の教員、防災委員

2 保護者等への連絡方法

項目	内容	備考
連絡方法	Classiによる連絡 マチコミによる連絡	
登録者数	Classi (全学年生徒、保護者等) 2319名 マチコミ (全学年生徒・保護者等) 878名	Classi内訳 保護者等 : 1568名 生徒 : 751名 マチコミ内訳 保護者等 : 535名 生徒 : 343名
連絡内容	災害時の情報、 臨時休業・始業時間の繰下げ等	
その他の手段	学校ホームページ、電話連絡	停電や通信システム不通の場合は、校門や公共施設での掲示板活用

3 学校周辺のハザードマップ・防災マップ



- 凡例 :
- 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 避難に適した道路 (災害時も通れる可能性が高い道路)
 - ✖ 避難に適さない道路 (災害時に危険が考えられる道路)

8 地域との連携と避難所

8 地域との連携と避難所

地域との連携と避難所

(避難所に指定されていない場合も含む)

(1) 市町村災害対策本部の連絡先

港南区役所(防災担当) TEL:045-847-8315 FAX:045-841-7030

横浜市総務局危機管理課 TEL:045-671-2171 FAX:045-641-1677

横浜市総務局地域防災課 TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

(2) 避難所派遣職員

派遣職員氏名 連絡先

派遣職員氏名 連絡先

(3) 地域(自主防災組織)代表者、役員等の連絡先

	氏名	役職	電話	住所
1		日野第3 町内会会長		
2	菊本 純	日野中央 高等特別 支援学校	045-844- 3015	横浜市港南区日野中央二丁目2 5番3号
3				

※市町村、地域(自主防災組織)から、避難所運営マニュアル等の資料として入手しておく
必要がある

(4) 自校への想定避難者数

想定避難者数 100 人

(5) 自校が避難所になった際の提供場所

原則受入可能場所	健康福祉棟	収容可能人数 100 人
		収容可能人数 人
		収容可能人数 人
		収容可能人数 人
原則学校側使用場所 及び用途		
避難所本部	健康福祉棟 福祉学習室	
応急手当所	健康福祉棟 福祉実習室	
障害者用トイレ箇所	健康福祉棟 2F	
援助物資保管場所	健康福祉棟 健康科学教室	
仮設トイレ設置箇所	健康福祉棟横 駐車場	
ゴミ集積場所	格技場裏	
その他()		

8 地域との連携と避難所

	(6) 避難所用備蓄品の品目、数量等				
		品目	数量	保管場所	用途
	1				
	2				
	3				
		:	:	:	:
	(7) 鍵の預け先(市町村、地域(自主防災組織))				
		氏名	役職	電話	預けたある鍵で開錠できる施設
	1	柴田 龍二	港南区役所総務部総務課庶務係 危機管理・地域防災担当	045-847-8315	健康福祉棟 南陵高校正門
	2				体育館 体育館内倉庫
	3				格技場

9 地震（津波）の対応

9 地震（津波）の対応

1 初期対応

- ①まずは、自分の身を守る・守らせる（シェイクアウト）
- ②ゆれが収まつたら、あらかじめ決められている安全な場所へ避難・誘導

（まずは）

- 発表された警報等の情報、指示等を正確に理解する
- 情報収集手段を確保する
- 校内の教職員へ、職員室への集合を指示し、生徒へは教室に戻るように指示する
- 校内の生徒の状況を把握する
- 校内の教職員の状況を把握する
- 教育委員会への報告（Yahoo!安否確認）①（最高指揮者、生徒の被害状況 等）

（次に）

- 当面の措置等を決定する
 - ・臨時休業の決定
 - ・教職員の役割分担に基づいた行動
 - ・関係機関等への連絡・協議
- 校外の教職員の状況を把握する
- 校外の教職員に指示を出す
 - ・生徒を引率して、校外活動中の教職員
 - ・出張中の教職員
 - ・在宅（休暇）中の教職員
- 校外の生徒の状況を把握する
- 来校者への周知・徹底
- 火元や危険物の安全対策（火災等の有無の確認）
家庭料室／理科室／保健室／灯油庫／ガス庫／学校近隣 など
- 教職員が安全な場所に避難する
- 教育委員会への報告②
- 学校に避難してきた住民の誘導

（これからは）

- 今後の措置等を決定する
 - ・教職員の役割分担に基づいた行動
 - ・生徒の帰宅・引き渡し・留め置きの決定
 - ・生徒の避難場所の安全確認
 - ・学校地震災害対策本部の場所の安全確認
- 保護者等への連絡
 - 生徒の保護者等への引き渡し及び引き渡しできない生徒を保護する
 - 障害のある生徒とその家族への特別の避難所についての対応
- 校舎、体育館等の被害状況を確認する
 - ・建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）
 - ・建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）
 - ・備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）
- 工作物の被害状況を確認する
ブロック塀／樹木／防球ネット／門扉／掲揚ポール／境界フェンス 等
- ライフライン等の被害状況を確認する
電気／ガス／上水道／下水道／電話 等
- 施設の使用の可否を確認する
体育館／事務室／校長室／職員室／保健室／技能員室／便所／その他
- 立入禁止区域を表示する
- 避難者の把握と誘導を行う
- 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する
- 教育委員会への報告③

9 地震（津波）の対応

2 教職員の対応の流れ

(1) 所在確認

- ・校舎内や敷地内に生徒が所在しているかを確認。
- ・生徒が在校している場合、生徒の掌握を第一に考える。
- ・けが人の有無、身体に障害のある生徒の避難確保等、受け持ちの生徒、全員を掌握する。

(2) 避難経路の安全確保・避難

- ・避難経路の安全を至急確認し、危険がある場合は経路を変更して避難を開始する。
- ・避難後は建物の安全が確認できるまで校舎等には絶対に立ち入らない。

火災が発生

- ・生徒をグラウンド等、安全な場所に避難させる。
- ・火災発生場所を認知した場合は他の教職員に通報し、初期消火に努める。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ避難・誘導させる。
- ・停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用。また、ハンドマイク（体育館倉庫に保管）を用意。
- ・グラウンドへの避難が終了したら直ちに分担に従い、生徒の掌握やけがの程度等を確認。

建物が損壊

※注意事項：建物が損壊するような地震の場合は、生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうので、冷静に対応。けが人が多く発生することへの対応も留意。

- ・火災が発生しなければ、生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認。
- ・二次災害に備え、担当者（担任、授業担当者等）の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難可能な場所に誘導する。
- ・ガラスの破片が飛散していることに注意。また、避難中に余震等で割れたガラスが落下するといった危険性にも注意。履物を履かせ、ガラス窓が頭上にあるような経路を避けて避難する。

建物が倒壊

- ・校長は、巡視した教職員の報告などから倒壊状況を判断し、必要に応じて速やかに、安全経路を見つけ出し避難させる。
- ・生徒の避難にあたっては、担当者（担任、授業担当者等）が判断しなければならない。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に避難可能な場所に誘導する。
- ・ガラスは建物の高さの1／2の距離まで飛散する可能性があるので注意して避難・誘導する。（日頃から校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等、校庭の危険箇所を把握しておく）

(3) 応急手当・救急車の手配

- ・生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする。
(応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う)

9 地震（津波）の対応

- 必要に応じ、救急車の手配をする。

(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく)

※注意事項 日ごろからの应急手当（包帯・毛布・三角布を使った手当てなど）や必要物品保管場所の確認、AED（自動体外式除細動器）の設置場所、使用方法を把握しておく必要がある。

（4）施設設備の被害状況の確認

- 手の空いている教職員は、校舎内を巡回して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の施設設備の被害状況を確認・把握する。
- 確認中に少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。
- 立入禁止区域は、県または市町村の指定した危険度判定士が「安全」と判定するまで絶対に立ち入らない。
- 教職員は校舎内の被害状況把握のほか、敷地内の崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないかを確認する。

（5）臨時休業・生徒の帰宅の判断

- 校長は、情報収集担当者に指示し、以下のような多様な手段をできる限り活用して、災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- ・テレビ、ラジオ ・市等の広報車 ・神奈川県災害情報ポータル ・気象庁ウェブサイト
 - ・国土交通省川の防災情報 ・地区自主防災組織からの情報 ・地域の消防署からの情報
 - ・消防団からの情報 ・PTA役員、その他保護者等からの情報 ・担当教員の巡回結果 など
- ※ウェブサイトのURLは、資料編の「参考となるホームページ」を参照

- 校長は、臨時休業措置や生徒等の帰宅について、学校・地域の被害状況等を勘案し、判断する。

(参考)

判断基準	対応
以下のすべての条件を満たす場合 *震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3（高齢者等避難）以上の発令なし *大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし *今後〇時間以内に大雨、土砂災害、洪水の危険性なし *各種情報源の情報により学区内の地域内に被害発生なしと判断 *担当職員の巡回等により、通学路の安全確認済み	集団下校 ※但し、保護者等との事前協議により、災害時等に保護者等への引渡しを行うこととしている生徒を除く
以下のすべての条件を満たす場合 *震度5弱以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたるに大規模な被害の発生はなしと判断される *不審者の身柄拘束済み	保護者等への引渡し ※但し、保護者等同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとみなせない場合を除く
下記のいずれかに該当する場合 *津波警報又は大津波警報の発表 *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *竜巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了）	待機（宿泊） ※保護者等が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月文部科学省）サンプル編-P76

9 地震（津波）の対応

（6）学校地震災害対策本部の設置・役割

- ・正確な情報、状況を把握する。
- ・現状確認及び的確な指揮系統を確認する。
- ・関係機関（教育委員会、警察、消防、市町村防災担当課）及び保護者等へ連絡する。
その際、必ず記録を残す。（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）
- ・教育局総務室へ災害時緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）により状況を報告する。ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、教育局総務室からの要請の有無に関わらず、様式（資料編に掲載）を活用し、FAX（または電話等）で報告する。

例：引渡し等確認表（様式）

	生徒氏名	帰宅	保護	欠席	帰宅手段	備考
1	□□ □□	○			引渡し	11時30分帰宅
2	×× ××			○		
3	△△ △△		○			11時50分体育館
計		20	5	10		

※留意事項 管理職が不在時の対応（夜間・勤務時間外・休日等）

- ・校長、副校长、教頭、事務長、総括教諭の携帯電話等に連絡。
- ・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校地震災害対策本部を設置。

授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってくる。そのため、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく。（別紙：避難所初動マニュアルに掲載）

（7）保護者等への連絡

- ・保護者等への連絡方法について、電話等が非常に利用しにくくなることに留意。
- ・あらかじめ決めておいた携帯電話メールなどの一斉配信システム、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段により連絡を行う。（災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知）

（8）生徒の保護

- ・安全が確認されるまでは、学校で生徒を保護する。
- ・引き渡しのルールは、原則、次の表によるが、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況、学校周辺の交通事情などを十分に検討し、総合的に判断して生徒の保護の継続あるいは下校を決定する。
- ・下校については、安全が確認された後に行うものとし、あらかじめ生徒・保護者等と確認している保護者等への引き渡し方法や職員の引率での下校にあたってのグループ編成・下校ルートなどに応じて行う。

9 地震（津波）の対応

- なお、保護者等が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者等が企業等に留め置かれた場合など、保護者等自身が帰宅できない場合について注意が必要。

引き渡しのルール		
地域の震度 学校を含む	震度 5 弱以上	保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかる場合でも保護者等が引き取りに来るまでは、生徒を学校で保護しておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者等が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者等からの届けがある生徒については学校で待機させ、保護者等の引き取りを待つ。

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年 3 月文部科学省）P26 引き渡し

(参考 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)

① 集団下校・引渡し・待機（保護）を判断した場合の対応

校長は、集団下校・保護者等への引渡しの実施又は待機（保護）すると判断した場合、以下の対応を指示する。

集団下校	災害対策本部 (校長、副校長、教頭、事務長)	<ul style="list-style-type: none"> ○集団下校実施時刻（本校出発時刻）の決定 ○一斉メール配信・HP を用いた保護者等への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・集団下校を実施する旨、その実施時刻 ・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限 ・その他、学校からの連絡事項 ○（必要とされる場合）地区別担当教職員へ、集団下校への同行を指示 ○教育局への報告
	地区別担当の教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別名簿を用い、担当地区の生徒の氏名・人数を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・当日の出欠状況と照合 ・事前申請で集団下校を希望しない生徒を確認 ○地区別に生徒を集め、安全指導（集団下校時のルール指導） ○（災害対策本部より指示があった場合）集団下校に同行
保護者等への引渡し	災害対策本部 (校長、副校長、教頭、事務長)	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示 <ul style="list-style-type: none"> （各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断） ○一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者等への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び生徒の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所 ・保護者等の安全最優先（無理に来校しない） ※連絡不能な場合、保護者等は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育局への報告
	学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し準備（引渡し用名簿の準備） ○生徒を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者等から順次、引渡しを実施

9 地震（津波）の対応

		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認 ・今後の連絡先、避難先等を確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） <p>○残っている生徒の保護</p>
	その他教職員	<p>○災害対策本部への引渡し状況の報告</p> <p>○（必要に応じて）保護者等の誘導、説明等、引渡し補佐</p>
待機 (保護)	災害対策本部 (校長、副校長、 教頭、事務長)	<p>○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施</p> <p>○待機場所を決定 (第一候補) HR 教室 (第二候補) 視聴覚室</p> <p>○一斉メール配信を用いた保護者等への連絡</p> <p>○災害・事故等に関する情報の継続的収集 (学校に危険が迫っていないかを確認)</p> <p>○教育局への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡し済み生徒・待機生徒・教職員の人数（うち、負傷者その他手当・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 <p>○その他教職員に指示して、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料、毛布、その他必要な物資の配布（備蓄を活用） ・不安を訴える生徒への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等）
	学級担任等	○学級別に生徒の保護
	その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

② 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外活動の中止及び生徒の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外活動中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、情報収集で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、判断基準に準じて生徒の安全を最優先した判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者等が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全性にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外活動の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

9 地震（津波）の対応

災害対策本部 (校長、副校長、 教頭、事務長)	<ul style="list-style-type: none">○ (現地引渡しの場合) 現地引渡し場所の安全確認に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所を決定○一斉メール配信を用いた保護者等への連絡<ul style="list-style-type: none">・引渡しを実施する旨、引渡し場所・保護者等の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない）○引渡し状況に関する情報の集約○教育局への報告
引率責任者、 引率教員	<ul style="list-style-type: none">○ (現地引渡しの場合) 事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備）○生徒の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動○灾害・事故等に関する情報の継続的収集○到着した保護者等から順次、引渡しを実施<ul style="list-style-type: none">・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引き渡さない）・今後の連絡先、避難先等の確認・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用）○災害対策本部への引渡し状況の報告○残っている生徒の保護

（9）保護者等への対応

①被災生徒の保護者等への対応

<災害等発生時の連絡>

- ・校長は、災害・事故等が発生し生徒が被災した場合、自ら又は他の職員に指示して、当該生徒の保護者等に速やかに連絡を入れる。

第一報：災害・事故等発生後、速やかに災害等の概況、けがの程度、応急措置、応急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、連絡する。

第二報：災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

<担当窓口の指名>

- ・校長は、災害・事故等が発生し被災した生徒の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を指名する。

窓口担当者	災害・事故等の状況
副校長又は 教頭	死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な災害・事故等
学年主任	その他の災害・事故等

ただし、上記の窓口担当者が災害等に直接関係した者である場合や保護者等から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の生徒・教職員が被災した場合など上記対応が困難な事態が生じた場合には、県教育委員会に支援を要請し、被害者それぞれの保護者等・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

9 地震（津波）の対応

※注意事項

- 被災生徒の保護者等の心情に配慮し、丁寧な対応に心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災生徒の保護者等が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラーやその他専門機関等の紹介・情報提供を行い相談・支援が受けられるようとする。
- 災害等発生後の段階に応じた継続的な支援を行う。
- 在校生への説明、緊急保護者会等による他の保護者等への説明、報道発表などを実施する場合は、実施についての了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関する情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災生徒が死亡した場合は、被災生徒の保護者等の意向を確認の上、学校としての通夜や葬儀への対応方針を定める

② 生徒、保護者等への説明

- ・校長は、災害・事故等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校生及び保護者等に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒の保護者等に対して説明内容の確認依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【生徒・保護者等への説明を実施する災害・事故等の基準】

- 死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病
- 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な災害・事故
- その他、報道・インターネット等を通じて生徒・保護者等が見聞する可能性が高いと考えられる災害・事故
- ・生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、災害・事故等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。
- ・保護者等に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- 災害・事故等の概要（判明した事実の概要） ○休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定 ○心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 災害・事故等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者等との連絡状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者等への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者等が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者等への対応についても検討する。

9 地震（津波）の対応

(10) 避難してくる住民への対応

- ・大規模な地震災害等では、地域住民等が避難してくることを予想しておく。
- ・校内に生徒の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。
- ・その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導する。
- ・指定避難場所の準備（指定を受けている学校は、あらかじめ市町村の防災部局と確認している内容により準備を進める。）

3 障害のある生徒への配慮

県立高校に在籍している障害のある生徒の場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則である。ただその生徒の障害の特性を日ごろから全教職員で共通に理解しておく、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要である。車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等、それぞれの対応を準備しておく必要がある。

また、障害のある生徒の場合、緊急時の対応について、保護者等と事前に相談しておく必要がある。

障害のある生徒の緊急避難対応

学年	クラス	氏名	対応方法（対応者）	留意事項	備考

9 地震（津波）の対応

ケース 1 教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応

（1）授業、特別活動など直接管理下の場合

様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるよう、学校での防災訓練だけでなく、災害時の自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが必要となる。

生徒の行動	授業担当者など教職員の行動	職員室や事務室に在室する教職員の行動
○普通教室では即座に机の下にもぐる。自分で行動することが困難な生徒については、教職員が援助して身体を保護。	○生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示。その際、自分の力で対応困難な生徒（障害のある生徒、怪我をしている生徒等）については、授業担当者が援助。	○大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は①状況説明 ②教職員に向けての指示に区別する。
○揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもとカバンなどで頭を保護し、グラウンドなど安全な場所へ避難。	○緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める ○生徒に対して、 ①慌てて外へ飛び出さない。 ②窓や壁際からできるだけ離れる。 ③大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは勝手な行動はとらない。と指示。	○教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。
○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ一時避難	○大きな揺れが収まつたら、速やかに生徒の状況を確認する。怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち生徒の状況把握に努める。	○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（体育館倉庫保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておく）
○その後は教職員の指示に従う。	○火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。 ○避難の開始は次の手順で行う。 ①避難路として出入り口の確保 ②けが人等の介助方法を決める ③避難指示を待つ ○揺れが収まり次第、緊急放送（非常放送設備・ハンドマイク等）による状況の報告や避難の方法などの連絡を待って避難・	○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の生徒の状況を確認する者など、教職員の役割分担によりすばやく行う。 ○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。 ○併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告。 ○津波の被害が想定される学

9 地震（津波）の対応

	<p>誘導を行う。</p> <p>○緊急放送がない場合は、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応を行う。</p> <p>○避難は、火災場所と上層階の生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行う。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示。</p> <p>○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に生徒を一時避難。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。</p>	<p>校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努めるよう指示。</p>
--	---	--

○教室以外の場合、授業担当者など教職員は、次のとおり行動する。

施設名	内容
体育館	館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意。
グラウンド	校舎のガラスや落下物を避けるため、グラウンド中央に避難させる。
プール	速やかにプールから上がり、離れた場所へ避難させる。
図書室	書棚が倒れる可能性が高いので、できるだけ離れるように指示する。
特別教室	教室にいる場合と同じ。
その他	敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。

9 地震（津波）の対応

(2) 休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合

生徒に指示を伝えることや生徒の把握がしにくい現状であることを踏まえて行動する。

生徒の行動	担任など教職員の行動	職員室や事務室に在室する教職員の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多い。 ○教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの散乱などを避け校舎に近づかないなど、状況に応じて判断する。（あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるよう指導する。） ○津波の被害が想定される学校では、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任（不在の場合は副担任等）は自分が担任する教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合する。 ○緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める ○生徒に対して、 <ul style="list-style-type: none"> ①慌てて外へ飛び出さない。 ②窓や壁際からできるだけ離れる。 ③大きな揺れが收まり、担任等の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。 と指示を行う。 ○大きな揺れが收まったら、速やかに生徒の状況を確認する。 ○怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち生徒の状況把握に努めることが先決である。 ○また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をする。 ○避難の開始は次の手順で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①避難路として出入り口の確保 ②けが人等の介助方法を決める ③避難指示を待つ ○揺れが收まり次第、緊急放送（非常放送設備・ハンドマイク等）による状況の報告や避難の方法などを待って避難・誘導を行う。 ○緊急放送がない場合は、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが收まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は <ul style="list-style-type: none"> ①状況説明 ②教職員に向けての指示に区別する。 ○教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。 ○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（放送室保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておく。） ○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の生徒の状況を確認する者など、教職員の役割分担によりすばやく行う。 ○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。 ○併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告。 ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋

9 地震（津波）の対応

	<p>○避難は、火災場所と上層階の生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行う。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示。</p> <p>○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。</p>	コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努めるよう指示。
--	---	---

9 地震（津波）の対応

ケース2 登校、下校途上で遭遇した場合の対応

登下校中に地震が発生した場合、生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実行することが求められる。日ごろからさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。また、保護者等にも周知し、理解を得ておくことが大切である。

生徒の行動	教職員の行動
<ul style="list-style-type: none">○カバンや持ち物で自分の頭を保護する、ブロック塀、自動販売機、ガラス、建物、崖下、川岸からすぐ離れ、[落ちてこない・倒れてこない・移動してこない]場所に身を寄せる、自動車は思わず動きをするので離れる等の身の安全を確保する。（日頃から指導）○交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。○登校中の場合は、可能ならばそのまま登校、下校中の場合は、原則として安全に注意しながら下校。状況によっては、近くの避難所等へ向かう。（近隣の避難所等は日ごろから生徒に周知。）○津波の被害が想定される場所にいる場合は、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。	<ul style="list-style-type: none">○既に帰宅した教職員は、配備基準に従い、必要に応じ、学校に参集する。○職員室や事務室に在室する教職員は、非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。○教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（放送室に保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図つておく。）○生徒の人員確認を行い、既に登校している生徒（まだ下校していない生徒）を避難場所に誘導する。○登校していない生徒については、電話などで安否の確認を行う。○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。

※ 近隣の避難所、広域避難場所を記載。

名称	役割	場所
一時避難場所	自治会等が指定した一時的な避難場所。グラウンドや公園など。時間を経て広域避難場所へ移動する。	横浜南陵高校 グラウンド
広域避難場所	災害時に火災等におかされることなく、安全が確保できる一時的な避難場所。（備蓄なし）	日野公園墓地・日野中央公園一帯
指定避難所	地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。（備蓄あり）	日野小学校

ケース3 校外活動等で遭遇した場合の対応

社会見学等には様々な形態があるため、様々な状況での被災とその対応を想定しなければならない。また、社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されるので、その場合の対応を想定する必要もある。本項目の記述は、一般的な内容となっているが、実際には、社会見学等の行事の都度、別冊でより具体的な対応を示した活動マニュアルを作成し、引率の教職員が携行することが必要になる。また、対応の内容は、事前にオリエンテーションなどで生徒にも周知する。

なお、災害等に伴う学校への連絡は、代表電話の番号が混雑することを想定し、代表以外に、管理職等、複数の電話番号を事前に用意しておくことが大事である。

社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、生徒の精神面などでは平常でないことが予想される。また、見学場所などでは学校にはない設備や物品があつたり、教職員以外の人の指示に従って学習することも多い。また、あらかじめ津波の恐れがある場合の避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）を確認しておくなども必要である。生徒を安全な場所へ避難・誘導させ、生徒の人数や状況を確認することを最も優先したうえで、その都度状況に応じた対応が要求される。

生徒の行動	引率の教職員の行動	管理職など在校する教職員の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○屋内の場合は机の下にもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う。 ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設内であれば、その施設の対応に従う。 ○移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に生徒を避難させる。 ○揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認し、怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど引率した生徒の状況把握に努める。 ○把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する。 ○屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるので 	<ul style="list-style-type: none"> ○引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う。 ○引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する。 ○報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて、各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に報告、施設の損害状況を必要に応じ、教育施設課（同/教育財務班）に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。

9 地震（津波）の対応

	<p>速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ非常の場合の活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて行動する。</p> <p>○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。</p> <p>○高いブロック塀や自動販売機等倒れる危険性のある場所や頭上からの落下物から生徒を守る。</p>	<p>○引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う。</p> <p>○引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する。</p> <p>○報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて、各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に報告、施設の損害状況を必要に応じ、教育施設課（同/教育財務班）に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。</p>
--	---	--

ケース4 勤務時間外・休日の場合の対応

教職員は、配備基準に基づき学校に参集

教職員の行動

- 配備基準により参集する。交通途絶等で自校に参集ができない場合は、最寄の学校に参集する。
- 夜間の場合、参集した教職員は、施設の被害状況と生徒の安否を確認する。
- 休日（昼間）の場合、出勤している教職員で登校している生徒を難説場所へ誘導し、施設の被害状況を確認する。参集した教職員と協力して、生徒の安否を確認する。
- 夜間、休日とも、各種様式（資料編に掲載）により、被害状況を教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に、施設の損害状況を教育施設課（同/教育財務班）に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。

9 地震（津波）の対応

4 南海トラフ地震への教職員の対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表

体制：第1次本部体制（第2次応急要員、第1次本部要員※）

※学校地震災害対策本部の配備体制で第2次応急要員、第1次本部要員に指定された教職員

ケース	対応
①授業、特別活動等 (休み時間、始業前、放課後等含む)	今後の情報に注意しながら、平常授業を続ける
②登校、下校時	今後の情報に注意（通常通り）
③校外活動等	
④勤務時間外・休日	第2次応急職員、第1次本部職員は学校に参集する

【基本的な対応】

第2次応急要員、第1次本部要員の教職員の対応	その他の教職員の対応
○速やかに学校地震災害対策本部を設置し、正確な情報の把握を行う。教職員の指揮系統の確認を行う。 ○来校者・避難してきた住民等への周知を行う。 ○避難経路図、施設・設備等の確認を行う。	○平常授業を続ける。 ○不十分な情報によって生徒に不安が生じる場合は、学校地震災害対策本部の指示によって授業等で説明する。 ○生徒の状況把握を行う。

※事前避難地域や学校周辺の状況等により臨時休業等も検討する。

学校地震災害対策本部の教職員の行動	その他の教職員の行動	事務職員の行動
○県教育局から発表の連絡が学校に入る。 ○それを受け、情報収集に努めるとともに、学校地震対策本部を第一応接室に設置して今後の対応を検討・決定する。 ○生徒や近隣に落ち着きがみられない場合は、直ちに全校放送によって情報の内容・趣旨、生徒自身の行動について説明する。 ○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。 ○教職員が報告した生徒及び施設等の報告を集約する。	○通常の業務を続ける。 ○不十分な情報により生徒に不安が生じる恐れがある場合は、学校地震災害対策本部の指示により、授業等で担任・授業担当者が情報の内容・趣旨、生徒自身の行動について説明する。 ○生徒及び施設等の状況について、速やかに第一応接室に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。	○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。 ○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第2次応急要員）へ引き継ぐ。 ○火元・危険物の確認を行う。

9 地震（津波）の対応

5 大規模地震への教職員の対応

県内最大震度6弱以上の観測、大津波警報の発表

体制：第2次本部体制（全教職員の参集）

ケース	対応
①授業、特別活動等 (休み時間、始業前、放課後等含む)	授業を中止し、臨時休業とする
②登校、下校時	可能な場合は、そのまま登下校を続ける 不可能な場合は、付近の避難所等に避難
③校外活動等	施設内は施設の対応に従う 移動中や特別な施設でない場合は速やかに学校に報告し指示を仰ぐ
④勤務時間外・休日	全教職員が学校に参集し対応する

【基本的な対応】

学校地震災害対策本部の教職員の対応	その他の教職員の対応
<ul style="list-style-type: none">○速やかに学校地震災害対策本部を設置し、正確な情報の把握を行う。且つ生徒への対応と、教職員の指揮系統を確認して、決定・実施させる。<ul style="list-style-type: none">・指揮系統：施設の保安措置、初期消火、救護の準備、臨時休業中の管理体制など・決定・実施事項：臨時休業、生徒の帰宅・保護の措置○避難経路図、土地・建物の平面図、電気・ガス・水道・電話の配管・配線図などを用意する。災害時優先電話の番号を確認する。○来校者への周知、体育館またはグラウンドへ誘導する。○地震に備えて避難してきた住民がいる場合は健康福祉棟へ誘導する。○教育局総務室へ災害時緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）により状況を報告する。ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、教育局総務室からの要請の有無に関わらず、様式（資料編に掲載）を活用し、FAX（または電話等）で報告する。	<ul style="list-style-type: none">○学校地震災害対策本部が決定した対応に従い、生徒・保護者等へ連絡をする。○生徒の状況掌握（生徒の在校の有無に係わらず、記録を残す）○遠距離通学、公共交通機関などの利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握、保護を行う。

9 地震（津波）の対応

(1) 授業、特別活動など直接管理下の場合 (休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合も同様)

授業を中止し、臨時休業とする

学校地震災害対策本部の教職員の行動	その他の教員の行動	事務職員の行動
<ul style="list-style-type: none">○県教育局から発表の連絡が学校に入る。○それを受け、対策本部の教職員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を第一応接室に設置して今後の対応を決定する。○全校放送によって情報の内容・趣旨、授業の打ち切り、臨時休業、同方面の生徒を教員が引率して下校すること、下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど、生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。○臨時休業措置を決定した段階で、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。○下校できなかった生徒の動揺を和らげるため、生徒が滞留する体育館またはグラウンドまたは視聴覚室へ派遣する教職員を2名程度選出・派遣する。○生徒の対応を終えた担任・授業担当者が報告した生徒の情報を集約する。○生徒の状況をすべて把握したところで、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。	<ul style="list-style-type: none">○全校放送の指示に従い、保護者等へ引き渡しが可能な生徒（保護者等が在宅している、保護者等と連絡がとれた生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。○遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない生徒については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な生徒がすべて下校した後、体育館またはグラウンドまたは視聴覚室へ誘導する。○必ず、受け持ち生徒の人数、帰宅した生徒の氏名、保護した生徒の氏名を記録するとともに絶対に教室に生徒を残さない。※記録する様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。○誘導終了後、速やかに第一応接室に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。	<ul style="list-style-type: none">○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第2次応急要員）へ引き継ぐ。○火元・危険物の確認を行う。

※休み時間など間接的管理下の場合、生徒を各H.R.教室に集合させ、担任が生徒の所在を確認し、対応にあたる。

9 地震（津波）の対応

(2) 登校、下校時の場合

可能ならばそのまま登下校を続ける

続けることが不可能な場合は、付近の避難所等に避難

留意事項：日ごろから様々な状況を想定した上で、行動するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。保護者等にも周知し、理解を得ておくことが大切。

生徒の行動	対策本部の教職員の行動	その他の教職員の行動
<ul style="list-style-type: none">○公共交通機関が運休した場合は、交通関係者の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。○可能ならばそのまま登下校を続けるが、状況によっては、近くの避難所等へ向かう。（近隣の避難所等は日頃から生徒に周知する。）	<ul style="list-style-type: none">○対策本部の教職員は直ちに学校地震災害対策本部を第一応接室に設置して今後の対応を決定するとともに、情報収集に努める。○全校放送を使用して、登校した生徒は体育館またはグラウンドまたは視聴覚室に集まるように指示を出す。また、校門や通用門などに担任以外の教職員を配置する。○様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。	<ul style="list-style-type: none">○担任は、速やかに各家庭に生徒の所在確認と臨時休業の連絡をする。担任は受け持ち生徒の動向を正確に把握する。○登校してきた生徒については、担任以外の教職員が氏名・人員等を確実に把握し、内線電話を使って本部に随時報告する。○事務職員は、テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第2次応急要員）へ引き継ぐ。火元・危険物の確認を行う。

9 地震（津波）の対応

（3）校外活動等の場合

施設内の指示に従う／学校に報告し指示を仰ぐ

留意事項：集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災強化地域内か外かの別、交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかをあらかじめ想定しておく。

引率中の教員の行動	対策本部の教職員の行動	その他の教職員の行動
<ul style="list-style-type: none">○発表された時の位置により対応は異なる。○施設内であれば、その施設の対応に従うのが原則である。○移動中や特別な施設ではない場合は、速やかに学校へ報告し、指示を仰ぐ。○施設内または移動中等、どの場合でも学校への連絡を必ず行い、学校地震災害対策本部の指示を受ける。	<ul style="list-style-type: none">○県教育局から発令の連絡が学校に入る。○それを受けて、第2次応急要員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を第一応接室に設置して今後の対応を決定する。○引率している教員からの連絡を待ち、的確な指示ができるよう待機する。○電話が通じない場合は、災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡体制を確保する。○様式（資料編に掲載）により県教育局に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。	<ul style="list-style-type: none">○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員へ引き継ぐ。○火元・危険物の確認を行う。

9 地震（津波）の対応

（4）勤務時間外・休日の場合

留意事項：教育局からすぐには連絡が入らないため、情報や宣言を覚知した教職員は、速やかに校長に連絡する。

全ての教職員が学校に参集し対応する

ア 休日（昼間）の場合

出勤している教職員が全校放送を使用して、登校している生徒に体育館またはグラウンドまたは視聴覚室に集まるよう指示。

対策本部の教職員	その他の教員
<ul style="list-style-type: none">○参集した対策本部の構成員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を第一応接室に設置し、今後の対応を決定する。○全校放送によって情報の内容・趣旨、同方面の生徒を教員が引率して下校することや下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。○臨時休業措置を決定した段階で、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。○下校できなかつた生徒の動揺を和らげるため、生徒が滞留する体育館またはグラウンドまたは視聴覚室へ派遣する教職員を2名程度選出・派遣する。生徒対応を終えた担任・授業担当者が報告した生徒の情報を集約する。○生徒の状況をすべて把握したところで、様式（資料編に掲載）により県教委へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。	<ul style="list-style-type: none">○全校放送の指示に従い、保護者等へ引き渡しが可能な生徒（保護者等が在宅している、保護者等と連絡がとれた生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。○遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない生徒については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な生徒がすべて下校した後、体育館またはグラウンドまたは視聴覚室へ誘導する。○必ず、受け持ち生徒の人数、帰宅した生徒の氏名、保護した生徒の氏名を記録するとともに絶対に教室に生徒を残さない。※記録する様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。○誘導終了後、速やかに第一応接室に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。○事務職員は、テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員へ引き継ぐ。火元・危険物の確認を行う。

イ 夜間・休日の場合

夜間・休日とも校長が臨時休業を決定した場合は、教員から速やかに各家庭に臨時休業の連絡をする。併せて、県立高校及び中等教育学校は高校教育課、県立特別支援学校は特別支援教育課に、様式（資料編に掲載）により報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。

10 風水害の対応

1 考え方

- ① 平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておくこと。
 - ② 気象庁が発表する「防災気象情報」、国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ、県災害情報ポータル等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害等に関する情報を十分把握しておくこと。
 - ③ 臨時休業や下校等、早め早めの防災行動をとること。
 - ④ 安全が確認されるまで生徒を学校で保護することを最優先とする。
 - ⑤ 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者等への引き渡しか、教職員の指導のもとの帰宅により対応すること。
なお、公共交通機関の運行状況や、保護者等の在宅状況などを勘案し、必要に応じて生徒を学校で保護すること。
- ・風水害については、天気予報や気象庁の防災気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となっています。
 - ・また、都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街などの地下空間の利用が進み、土地の持つ保水・遊水機能の減少から、内水が地下空間などへ浸水する都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨※の発生数の増加が近年の特徴となっていますので、それらへの対応も必要です。

※集中豪雨…… 積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達し、激しい雨が数時間継続することで起きる。

局地的大雨… 単独の積乱雲の発達によって、一時的に雨が強まることで起きる。

(国土交通省HP)

2 基本となる対応

(1) 気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う。

- ・警報や注意報等の防災気象情報は、刻一刻と変化します。同一市町村内であっても、都市部・山間部・沿岸部等の地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なります。
- ・各学校にあっては、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、地域の状況をよく把握して、最終的な判断を行うこととなります。
- ・また、各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得ますが、こうした措置をとる場合には、関係教育委員会等との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが一層重要となります。

10 風水害の対応

(2) 臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定する。

- 登校前に、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、生徒の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。（前日に臨時休業を決定した場合は、前もって保護者等あてにその旨通知することや、当日の始業開始前に臨時休業を決定する場合であっても、速やかに保護者等や生徒への連絡がとれる体制の確立が必要です。）
- 生徒の在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間等を十分に考慮した上、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。
(台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、諸活動後の下校を選択したこと、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なることもあるため、速やかな対応が必要です。)
- 台風や積雪等による臨時休業や授業時間の変更の措置状況、施設及び人的被害等については、教育局で取りまとめるとともに、その状況を各校にフィードバックし、情報の共有化を図ります。（調査結果は、文部科学省への報告やマスコミの取材対応等にも活用します。平成26年1月14日付け各県立学校長あて情報防災課長通知）

(参考)

判断基準	対応
以下のすべての条件を満たす場合 *震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3（高齢者等避難）以上の発令なし *大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし *今後〇時間以内に大雨、土砂災害、洪水の危険性なし *各種情報源の情報により学区内の地域内に被害発生なしと判断 *担当職員の巡回等により、通学路の安全確認済み ： 以下のすべての条件を満たす場合 *震度5弱以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたるに大規模な被害の発生はないと判断される *不審者の身柄拘束済み ： 下記のいづれかに該当する場合 *津波警報又は大津波警報の発表 *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *電巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了） ：	集団下校 ※但し、保護者等との事前協議により、災害時等に保護者等への引渡しを行うこととしている生徒を除く
保護者等への引渡し ※但し、保護者等同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとみなせない場合を除く	
待機（宿泊） ※保護者等が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。	

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月文部科学省）サンプル編-P76

- 校長は、集団下校、保護者等への引渡し、待機、校外活動中の対応等については、「地震（津波）の対応」と同様に行います。

(3) 安全が確認されない場合は、生徒を下校させない。

- ・生徒の在校時において、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、生徒は学校で保護します。
- ・安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者等への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。なお、その際は、公共交通機関等の運行状況や、保護者等の在宅状況などを勘案し、必要に応じて生徒を学校で保護します。頑丈な建物の2階以上の、崖や沢からなるべく離れた視聴覚室で待避する。

(4) 大雨が止んだ後も注意が必要です。

- ・大雨が止んだ後も地盤が軟弱になっており、土砂災害等が発生しやすい状況になっていまので、土砂災害警戒区域等の危険箇所には近づかないようにします。
- ・地下室や道路のアンダーパスでは、浸水や冠水の深さが短時間のうちに急激に上昇する傾向があるため、浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等を活用して、早めの安全確保行動を心がけることが重要です。また、周囲より低い場所（窪地）にも注意。
- ・中小河川の急激な水位上昇による氾濫や大河川の氾濫が発生するおそれがある場所では、河川水位等の現地情報とともに、水位情報や洪水警報等の各種情報も活用し、安全に避難できる早い段階で避難開始を判断することが必要です。

(5) 雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難する。

- ・雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。
- ・雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通って落ちる傾向があります。
- ・グランドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難して下さい。
- ・鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。
- ・木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。
- ・近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。
- ・高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れ姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。
- ・雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

10 風水害の対応

(6) 竜巻が起こったら頑丈な建物に避難する。

- ・竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから、発生時には迅速な対応が求められます。
- ・教室にいる場合は、飛来物の影響を避けるため、窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れます。
- ・教室以外の校舎内にいる場合は、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せます。
- ・体育授業や部活動で屋外に居る場合は、頑丈な建物に避難します。
- ・登下校中の場合は、屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意し、近くに頑丈な建物に避難します。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにするこどが大切です。
- ・竜巻から身を守るためにには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する必要があります。生徒へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や様々な場面を想定した避難訓練等によって、生徒が自分で判断し行動できるようにすることが大切です。

3 日ごろから風水害に備えて

(1) 平常時

- 所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。
- 大雨や洪水警報等、風水害に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認している。
- 土砂災害警戒区域等を参考に敷地内の危険箇所を把握している。
- 市町村等が作成しているハザードマップ等を参考に学校周辺の危険箇所を把握している。
- 浸水のおそれがある場合の避難場所を校舎の2階以上の教室等に定めている。
- 敷地内や建物への浸水被害を最小限に抑えるため、排水溝の清掃などの浸水防止対策を実施している。
- 生徒に対して、教科等を通じ、風水害に関する知識の普及や防災教育を実施している。

(2) 大雨等の発生時

ア 校舎内の確認（全ての棟・教室を確認）

- ① 窓の閉め忘れはないか、施錠はされているか
- ② 出入口は施錠されているか
- ③ ベランダに放置物等、危険なものはないか
- ④ 雨漏り等、問題のある箇所はないか
- ⑤ 屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか

イ 敷地内の確認

- ① 門扉は固定されているか
- ② 看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか
- ③ 放置物等、危険なものはないか
- ④ 倒木の危険はないか
- ⑤ 防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険箇所はないか
- ⑥ 屋外倉庫等の施錠はされているか

ウ 防災気象情報等の状況

- 発表されている警報・注意報は何か（ ）
- そのピークは何時か（ ）

エ 生徒の在校状況

- 生徒が在校しているか
- いない
- いる → 上層階等の安全な教室に避難（ ）

10 風水害の対応

オ 通学路や学校周辺の状況

□通学路に危険箇所はあるか

□な い

□あ る → 場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ
→ 場所 大岡川沿い 危険性 浸水

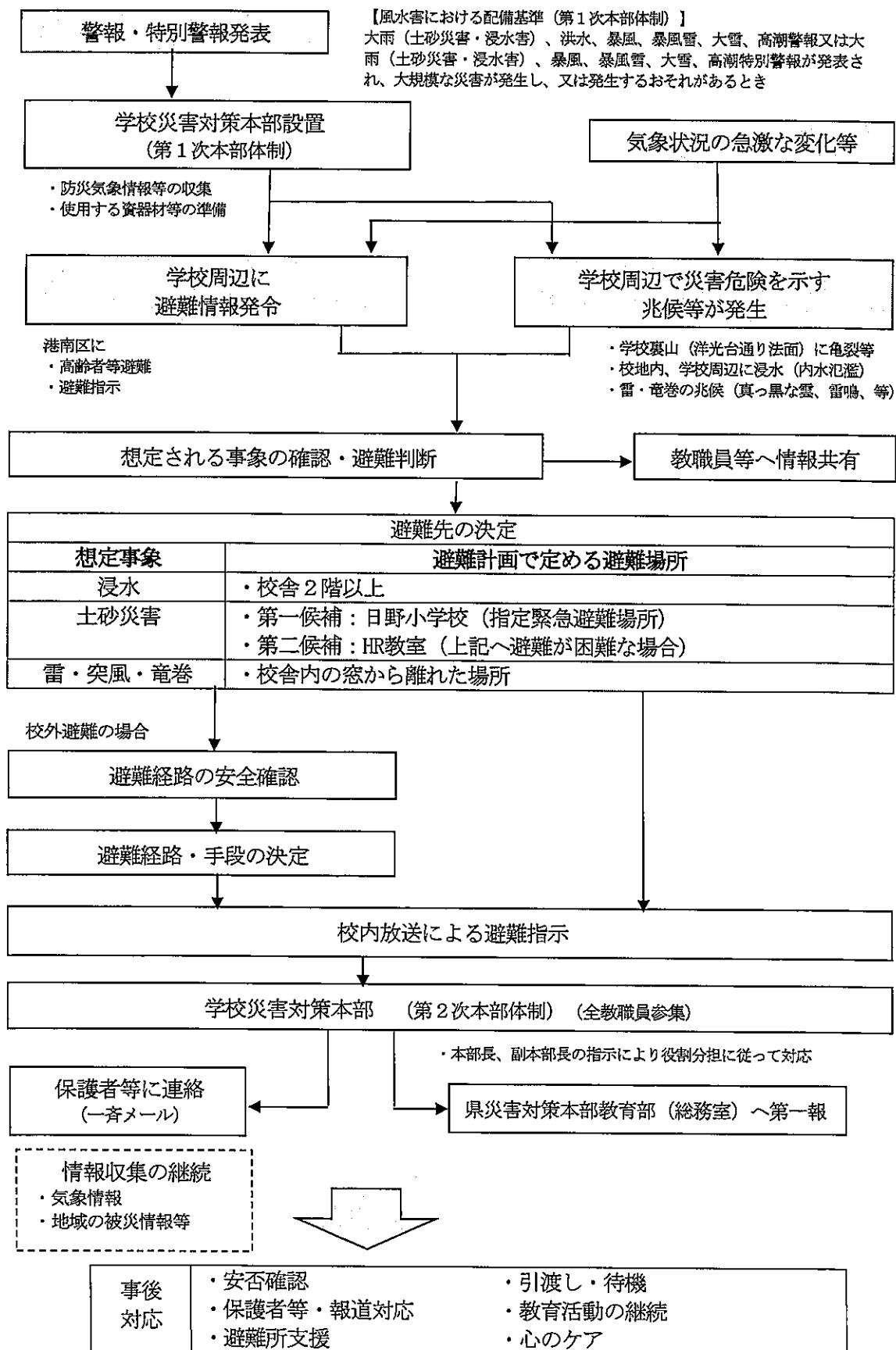
□学校立地の地理的特徴による危険性はあるか（崖崩れ・高潮等）

□な い

□あ る → 場所 グラウンド斜面 危険性 土砂崩れ
→ 場所 危険性

□関係教育委員会等との協議・連絡を十分にとっているか

4 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー



11 火山災害の対応

11 火山災害の対応

1 考え方

- ①富士山と箱根山の噴火警戒レベル等火山活動に関する情報を十分把握しておくこと。
- ②気象庁が発表する火山情報に注意すること。
- ③デマやうわさに惑わされずに、テレビやラジオのニュース、自治体の防災無線などを聞いて正しい情報を得ること。
- ④自治体の避難勧告などの指示に従うこと。

- ・火山災害については、本県では、富士山と箱根山が対象となっています。あらかじめ気象庁が発表している富士山と箱根山の噴火警報レベルやその規制範囲、過去の噴火事例、想定される降灰の範囲や量等を把握することが重要です。
- ・また、気象庁は、隨時、「噴火警報・予報」や「火山の状況に関する解説情報」、「降灰予報」等を発表しますので、それらの情報を把握することも必要です。
- ・噴火警戒レベルに応じ、避難勧告の時期や範囲等を自治体が決定しますので、自治体からの指示に従うことが基本的な考え方になります。

2 基本となる対応

(1) 気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、生徒の状況を把握している学校が行う

- ・気象庁では、富士山や箱根山の火山活動を24時間体制で常時観測・監視しており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」を明示して、噴火警報・予報や降灰予報等を発表します。
- ・各学校にあっては、気象庁や自治体等が発表する正確な情報を把握し、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、生徒の状況や周辺の交通機関の情報、保護者等の意向等を踏まえ、最終的な判断を行うこととなります。

(2) 登校前に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合

学校にあっては、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等に基づき、生徒の安全確保を第一に、早い段階で措置を決定します。

※留意事項 休日、夜間、時間外に噴火警報が発表された場合は、第2次応急要員が学校に参集し、学校の被害状況の把握や連絡調整を行います。

(3) 在校時に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合

生徒の在校時において、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等が発表された場合は、予報等の内容や公共交通機関等の運行状況や通学路等の安全等を確認したうえ、各学校の判断で対応します。

校長は、安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者等への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。安全が確認されない場合は、生徒は学校で保護します。なお、下校、引渡し、保護すると判断した場合は、「9地震（津波）の対応」に準じた対応を行います。

3 日ごろから火山災害に備えて

(1) 平常時

- 所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。
- 噴火警報等、火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認している。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握している。
- 学校周辺に火山がなくても遠足や修学旅行等で訪れる場合もあり、その際には現地情報の収集を行うとともに過去の災害事例等も確認している。
- 生徒に対して、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育を実施している。
- 噴火警戒時の立入規制区域に住居がある教員、生徒を把握している。

(2) 噴火発生時

- 降灰等があった場合は、屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの措置を講じている。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握している。
- 各自治体の防災担当課等の指示に従い、適切な対応をとっている。

12 安否状況・被害状況の確認

12 安否状況・被害状況の確認

1 安否・所在の確認

安否確認が取れていない生徒及び教職員の確認を続ける。その家族や自宅の被害状況も把握することが必要になってくる。

校長は、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

(参考)

安否確認実施基準（目安）	
在校中・ 校外活動中	* 災害・事故等の発生により、その場で身を守る行動以上の避難行動（一次避難）を取った場合
登下校中	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 津波警報、大津波警報が発令された場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 * 横浜市内及び近隣で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 * その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月文部科学省）サンプル編-P73

- ・安否確認の役割分担・方法は、原則として次表のとおりとするが、状況に応じて災害対策本部担当班等により安否を確認する。

役割分担		確認方法	
在校中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外活動中	引率教員	名簿を用いる	
登下校中	学級担任	保護者等連絡先（電話、メール）への連絡	
時間外・休日等（学校管理外）	学級担任		

※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

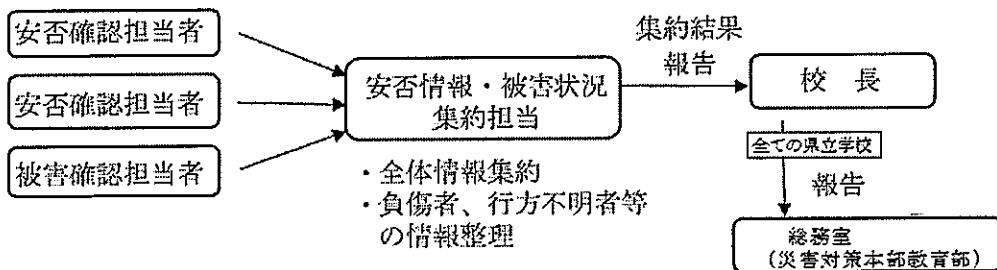
- ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(Web171)・SNS（LINE、Facebook、Twitterなど）
- ・家庭訪問・避難所への巡回
- ・学校への連絡呼びかけ（本校ウェブサイトへの掲載、PTA役員・地域町内会役員等への伝言依頼等）

12 安否状況・被害状況の確認

2 被害状況の確認

一度点検した場所でも、時間とともに被害が拡大している場合もあるので、学校復興に向けて再度確認調査を行う。確認調査中に少しで危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域とする。

- ・校舎・体育館等の施設の被害状況を確認する。危険があると思われる箇所は、応急危険度判定士等の専門家による確認が必要。
- ・工作物の被害状況を確認する。
- ・立入禁止区域の確認をする。
- ・安否確認等により得られた情報は、次図のとおり集約、報告する。



3 チェック項目

- 生徒の安否・所在確認をする
- 教職員の安否・所在確認をする
- 校舎・体育館等の被害状況を確認する（応急危険度判定士等の専門家による確認含む）
 - ①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）
(状況)
 - ②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）
(状況)
 - ③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）
(状況)
- 工作物の被害状況を確認する
ブロック塀・樹木・防球ネット・門扉・掲揚ポール・境界フェンス 等
(状況)
- 立入禁止区域の表示をする

13 避難所協力

13 避難所協力

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定されます。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作り出ることが重要です。

東日本大震災では、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で581校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られました。しかし、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校では、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が生徒の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されています。

1 教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、およそ次の図のようなプロセス(一例)が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要です。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間がかかることがありますにより、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、生徒と避難者のスペースや動線を分けておく必要があります。

災害状況等		避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">地震発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none">施設設備の安全点検解放区域の明示駐車場を含む誘導等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の開設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none">名簿作成関係機関への情報伝達と収集水や食料等の確保備蓄品の管理と仕分け、配布等衛生環境設備
生活確保期	(数日後～) 近隣地域等からの救援物資等 応急危険度判定士による安全点検	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治体組織の立ち上がり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none">自治組織への協力ボランティア等との調整要援護者への協力等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅棟への入居等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の学校機能の同居</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div>	<ul style="list-style-type: none">学校機能再開のための準備
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">日常生活の回復</div>	

2 避難所協力の進め方

市町村防災担当課との協議により、自校の防災体制の検証と対応策の整備を行う。

- (1) 協議の準備（自校の防災体制の確認等）
- (2) 市町村防災担当との協議（課題抽出や解決等の調整）
- (3) 学校の体制の整備（協議を踏まえた自校の体制づくり）
- (4) 協議の場の継続（学校引継ぎ事項としての整理）
- (5) 合同訓練等による連携体制の構築
(市町や地域と継続して協力・連携していく環境づくり)

3 学校が避難所になった場合の運営方策

大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、次の各事項についても確認しておくことが必要です。

- ・教職員の具体的な収集・配備の在り方や役割分担
- ・学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法
- ・教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画
- ・学校施設・設備の被害状況の把握方法
- ・避難者の把握方法
- ・高齢者、障害者、妊婦等の配慮をする者やペットを連れた避難者への対応
- ・水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法
- ・防災担当部局や教育委員会との情報連絡の在り方
- ・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及び避難者との情報共有の在り方
- ・感染症対策として、避難者同士の間隔を十分にとり、マスクの着用・消毒や、換気の徹底、発熱者の対応スペースを検討

4 教職員の避難所運営の協力業務

大規模災害の発生時において、やむを得ず学校の教職員が避難所運営の協力を行わざるを得ない場合に備えて、必要な取組み等を進めていくことが必要です。

<これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の主な協力業務>

- ・避難者の把握と名簿の作成
- ・教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のための組織の立ち上げ
- ・関係機関への情報伝達と報告
- ・備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布
- ・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整 等

5 チェック項目

- 市町村防災担当課との協議内容を確認する
- 市町村防災担当課との連絡方法を確認する
- 一時避難場所として開放できる施設（体育館・格技場等）を確認する
- 市町村担当課との鍵の引き渡し方法等を確認する

14 学校教育活動の再開準備

学校をいつどのように再開するかは、災害の程度等によって異なる。また、学校が避難所となっている場合、避難所の機能を維持したまま学校教育を再開することも考えられる。

学校再開にあたっては、以下の項目を総合的に判断して行い、地元自治体、避難所運営会議及び県教育局の担当課と協議するものとする。

【学校再開にあたってのチェック項目】

- 使用可能な学校施設の把握
- 被害を受けた学校施設の修理
- 勤務可能な教職員の把握
- 登校可能な生徒の把握
- 学校周辺の安全点検の実施
- 応急教育に係る計画の作成
- 登校日の決定及び生徒・保護者等への通知
- 教科書等の学用品の援助が必要な生徒の把握
- 授業料免除を希望する生徒の把握
- 生徒の心のケアの対応

1 使用可能な教室・施設の把握

- ・使用可能な普通教室、特別教室等の数を調査する。
- ・使用可能な教室が少なければ、短縮授業の検討や被害を免れた近隣学校施設や公共施設の利用を検討する。
- ・必要に応じて、臨時に環境衛生検査を実施し、検査結果を保健体育課に報告したうえで必要な措置を行う。

(参考) 学校環境衛生基準 (文部科学省)

第6 雜則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、伝染病の発生のおそれがあるとき。

14 学校教育活動の再開確認

2 被害を受けた学校施設の修理

必要に応じて、**教育施設課**と調整を取りながら実施する。

3 勤務可能な教職員の把握

教職員及びその家族の安否、被害状況等を踏まえ、勤務可能な教職員数を把握する。

4 登校可能な生徒の把握

安否確認や被害状況の結果を踏まえ、登校可能な生徒数を把握する。

5 学校周辺の安全点検の実施

- ・安全点検の実施にあたっては、明細地図等を携行し、危険情報を記入する。
- ・次の箇所は特に念入りに点検することとし、余震の発生等によって登下校中の生徒に危害が及ばないか確認する。
 - ◇ ブロック塀や石垣、自動販売機などが倒壊する危険のある箇所
 - ◇ 屋外広告物や看板、窓ガラスなどが落下する危険のある箇所
- ・道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。
- ・安全点検の結果、危険がある場合は、保護者等と協議のうえで注意喚起や経路変更などを決定し、生徒に周知する。
- ・必要に応じて、教職員による安全監視と通学指導を行う。

6 応急教育に係る計画の作成

- ・校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設の借用や仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。
- ・被害情報等を踏まえ、必要に応じて次の対応を取る。
 - ◇授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
 - ◇臨時の学級編成・時間割の作成
 - ◇教職員の再配置・確保
 - ◇学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫
- ・学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、立入禁止区域の確認・動線設定（学校関係者と避難者の動線を区分）・生活ルール（活動時間帯や施設等の利用方法等）について、確認する。

7 登校日の決定及び生徒・保護者等への通知

登校日の決定については、地域住民、避難住民等の理解を得たうえで準備を進め、その時点で実施可能な方法（「まちこみメール」等の民間メール、学校ホームページへの掲載、自治会掲示板へのビラ貼りなど）により通知する。

8 教科書等の学用品がない生徒の人数を把握

学用品がない生徒の人数を把握し、不足分の手当について**担当課**と協議する。

9 授業料免除を希望する生徒の把握

授業料免除を希望する生徒を把握し、**財務課**に申請する。

14 学校教育活動の再開確認

10 生徒の心のケアの対応

生徒、教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが指摘されている。そのため、日頃から生徒の健康観察を徹底し、情報共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。また、心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振など身体症状にも注目して行うことが肝要である。

心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、保護者等や学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要である。特に障害のある生徒については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となる。